

2017

Disclosure

ディスクロージャー誌

アイペット損保の現状



経営理念

ペットとの共生環境の向上とペット産業の健全な発展を促し、
潤いのある豊かな社会を創る。



DISCLOSURE

ご挨拶



アイペット損害保険株式会社
代表取締役 山村 鉄平

平素より、アイペット損保をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

私たちは、「ペットとの共生環境の向上とペット産業の健全な発展を促し、潤いのある豊かな社会を創る。」という経営理念のもと、2004年よりペット保険事業を行ってまいりました。

当社が提供しているペット保険には、ペットを家族の一員として暮らしているお客さまが、もしもの時でも安心して「うちの子」に治療を受けていただくことができるように、との思いが込められております。

また、お客さまの様々なニーズに対応できるよう、当社では複数の商品を取りそろえております。おかげさまで、保有契約件数は前年度比120%増加と順調に推移しており、多くの方にペット保険の必要性を感じていただいております。

経営理念の実現に向けて、全社を挙げて邁進してまいりますので、引き続き一層のご愛顧とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2017年7月

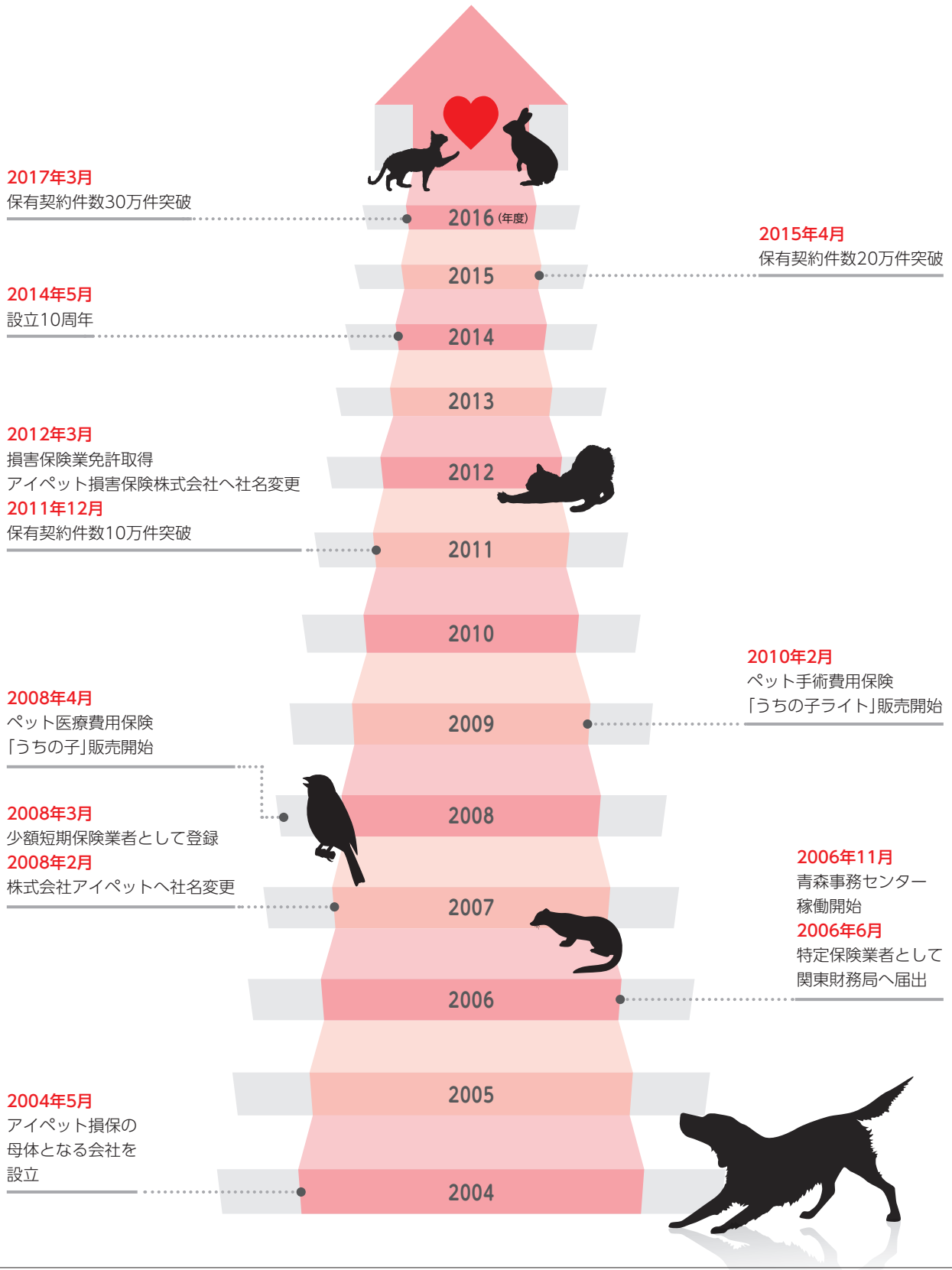
INDEX

経営理念 / ご挨拶	1
1 アイペット損害保険とは	
沿革	3
ペット保険市場について	4
2016年度の現況	5
代表的な経営指標	6
目指す姿	7
2016年度のトピックス	8
2 アイペット損害保険の取り組み	
ビジネスプロセス	9
当社の商品・サービス	11
お客さまサポート体制	13
保険募集	14
保険金のお支払い	15
「お客さまの声」への対応	17
お客さまから寄せられた感謝のお言葉	19
お客さま向けサービス	23
地域・社会に対する取り組み	25
3 経営管理体制	
コーポレートガバナンス体制	27
内部統制システムに関する基本方針	28
コンプライアンスの推進	29
社内・社外の監査・検査態勢	30
健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性	30
リスク管理体制について	31
個人情報保護	31
反社会的勢力への対応に関する基本方針	34
利益相反管理に関する基本方針	34
4 資料編	
(1) 会社データ	
組織	35
役員等の状況	36
株主・株式の状況（上位10名の株主）	36
会計監査人の状況	37
従業員の状況	37
(2) 業績データ	
保険会社の主要な業務に関する事項	
直近の事業年度における事業概況	38
主要な経営指標等の推移	40
主要な業務の状況を示す指標等	40
責任準備金の残高内訳	50
期首時点支払備金（見積額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）	50
事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表	50
直近の2事業年度における財産の状況	
計算書類	51
リスク管理債権	60
債務者区分に基づいて区分された債権	60
保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）	61
時価情報等（取得価額または契約価額、時価および評価損益）	62
その他	62
損害保険をより深く理解していただくために	63
損害保険用語の解説	65
店舗所在地一覧	66



沿革

当社は、2004年に設立され、2017年4月に14期目を迎えました。ペットとの共生環境の向上と、ペット産業の健全な発展を目指し、さらなる歩みを進めてまいります。

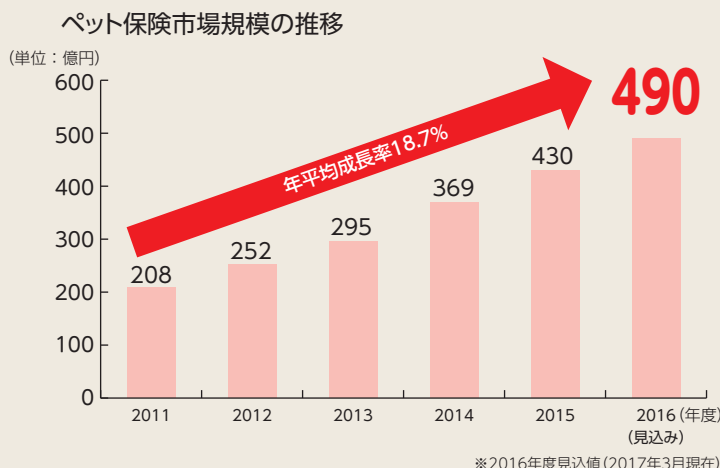


詳細な会社沿革につきましては当社HPをご覧ください。

<https://www.ipet-ins.com/>

ペット保険市場について

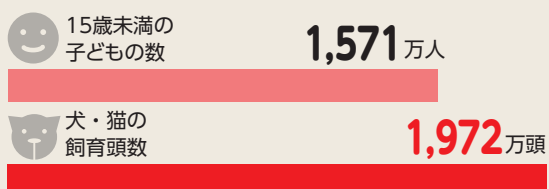
ペット産業は約1.5兆円の市場規模があります。このうち、ペット保険は、毎年10%を超える成長を遂げており、2011年度から2016年度までの年平均成長率は18.7%となっています。今後も、ペットの家族化や動物医療の発展によりペット保険の需要が高まっていくことが予想されます。



出典：株式会社矢野経済研究所「ペットビジネスマーケティング総覧2017年版」(2017年3月)

犬・猫飼育頭数

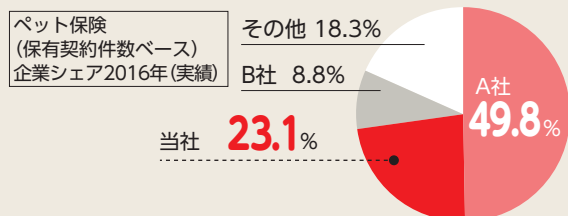
2017年4月1日現在、日本の15歳未満の子どもの数は1,571万人。これに対して犬・猫の飼育頭数は1,972万頭を超えていると推計されています。



出典：総務省統計局「人口推計」
一般社団法人ペットフード協会「平成28年(2016年)全国犬猫飼育実態調査」

ペット保険のマーケットシェア

ペット保険業界は、当社を含む上位2社でマーケットの約7割を占めています。



出典：株式会社富士経済「2017年ペット関連市場マーケティング総覧」

総合傷病ランキング

総合傷病ランキング(種別、年齢不問)では、皮膚炎、外耳炎、下痢などの傷病が多くなっています。

総合傷病ランキング	平均診療費
1 皮膚炎	11,776円
2 外耳炎	8,167円
3 下痢	8,812円
4 腫瘍	72,359円
5 異物誤飲	41,254円

2016年1月～2016年12月 当社への保険金請求件数をもとに作成(当社へ直接保険金請求があったもののみ)

平均手術診療費

142,471円

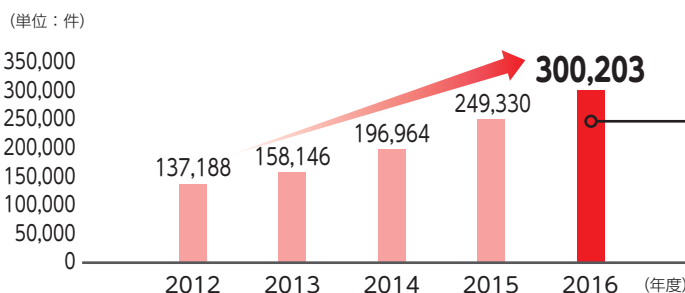
2016年1月～2016年12月「うちの子ライト」平均診療費

2016年度の現況

保有契約件数、収入保険料および保険金支払件数ともに順調に推移しており、多くのお客さまに当社のペット保険をご利用いただいています。また、アイペット対応動物病院制度にご協力いただける動物病院も増えています。



保有契約件数30万件を突破

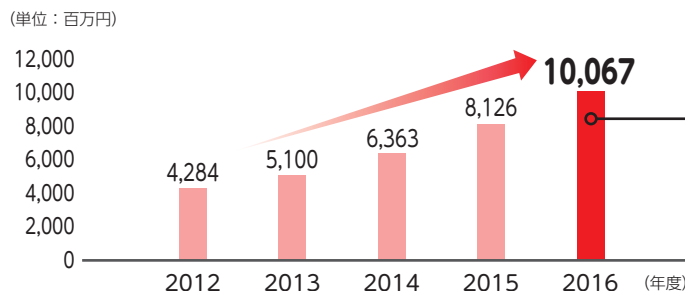


保有契約件数増加率

+120%



収入保険料100億円を突破

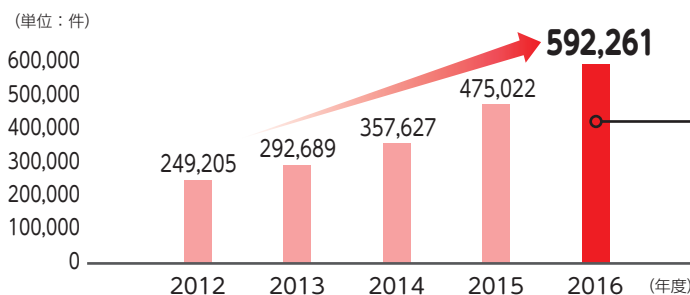


収入保険料増加率

+124%



保険金支払件数59万件を突破



保険金支払件数増加率

+125%

※通院・入院・手術について、それぞれの回数を集計しています。



アイペット対応動物病院数4,100施設を突破

アイペット対応動物病院とは、診療費のお支払い時に当社発行の保険証を提示することにより、その場でお客さま負担分のみのお支払いとなる動物病院をいいます(詳細は、P.15の「保険金のお支払い」をご覧ください)。

アイペット対応動物病院数

4,195施設

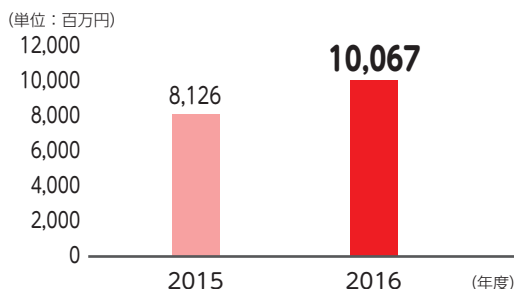
2017年7月1日現在

代表的な経営指標

(単位：百万円)

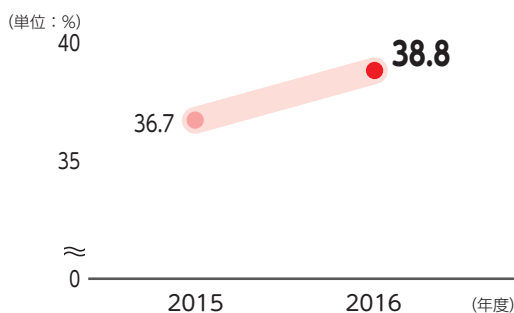
項目	2015年度	2016年度
正味収入保険料	8,126	10,067
正味損害率	36.7%	38.8%
正味事業費率	49.5%	48.7%
保険引受利益	297	293
経常利益	307	297
当期純利益	106	196
単体ソルベンシー・マージン比率	379.2%*	315.6%
総資産額	6,978	8,179
純資産額	2,674	2,886
その他有価証券評価差額金	△2	13
不良債権の状況 (リスク管理債権)	—	—

※当社における未経過保険料の算定方式は、従来、純保険料を基礎とした1/24法(月央基準)によっていましたが、顧客保護の観点から、より保守的に責任準備金を積み立てるため、営業保険料を基礎とした1/12法(月末基準)に変更しています。従来方法により算定した場合、2015年度の単体ソルベンシー・マージン比率は337.0%となります。



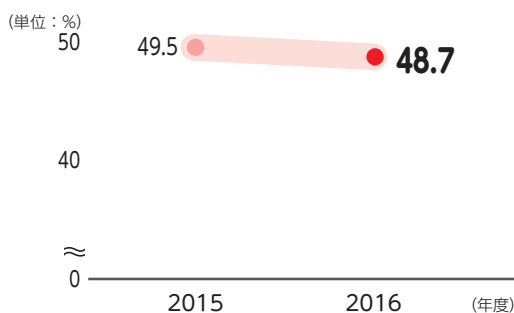
正味収入保険料

契約者から直接受け取った保険料に、保険金支払負担平均化・分散化を図るための他の保険会社との保険契約のやりとりを加減し、さらに将来契約者に予定利率を加えて返戻すべき原資となる積立保険料を控除した保険料です。当社では再保険契約がないため、全額が契約者から受領した保険料となっています。



正味損害率

正味収入保険料に対する正味支払保険金と損害調査費の合計額の割合のことであり、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。具体的には、損益計算書上の「正味支払保険金」に「損害調査費」を加えて、前述の「正味収入保険料」で除した割合を指しています。



正味事業費率

正味収入保険料に対する保険会社の保険事業上の経費の割合のことであり、正味損害率と同様に保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。具体的には、損益計算書上の「諸手数料及び集金費」に「営業費及び一般管理費」のうち保険引受に係る金額を加えて、前述の「正味収入保険料」で除した割合を指しています。

目指す姿

私たちの目指す姿を明確にするため、経営理念、経営ビジョン、行動規範、行動指針を定めています。

経営理念

ペットとの共生環境の向上とペット産業の健全な発展を促し、
潤いのある豊かな社会を創る。

経営ビジョン

より安心なペットとの生活を共に創る

行動規範

当社の全ての経営活動における基本的価値観を定めています。

1. 保険会社としての安心を提供し、全てのペットオーナーから最も信頼される存在を目指す。
2. お客様の期待を上回り、感動を提供する。
3. 常に新しいことへ挑戦し、中長期的な企業価値の向上に取り組む。

行動指針

当社の役職員が日々の業務遂行において実践すべき行動原則を定めています。

1. お客様に対する基本姿勢	(1) お客様の立場で感じ、考え、動く 私たちは、真のお客様本位を目指し、お客様の心情を理解し、お客様を第一に考え、お客様に対して誠実に行動します。 (2) お客様の安心と満足を目指す 私たちは、お客様の安心と満足のため、「ありえない」をなくし、「あたりまえ」にこだわります。 (3) お客様に感動をお届けする 私たちは、お客様の期待を上回るサービスで、感動をお届けすることを目指します。
2. 社会における基本姿勢	(1) 社会ルールを遵守し、誠実に行動する 私たちは、自らの社会的責任を意識し、法令・社会規範等を遵守することはもとより、高い倫理観を持って誠実に行動します。 (2) 反社会的勢力には毅然と対応する 私たちは、反社会的勢力に対しては、全社を挙げて毅然と対応し、一切の関係を遮断します。 (3) 「良き企業市民」として社会に貢献する 私たちは、自らが社会の一員であることを認識し、私たちだからこそ出来る社会貢献と環境保護活動を考え、実践します。
3. 社員としての基本姿勢	(1) 多様なチームで成果を出す 私たちは、多彩な人材がお互いに尊重し合い、健全な議論を通じて、個人では成し得ない大きな成果を実現します。 (2) 成長への弛まぬ努力をする 私たちは、一人ひとりの成長がお客様の安心と満足につながると信じ、成長への弛まぬ努力をします。 (3) 自主性を重んじ、自発的に動き、自走する 私たちは、一人ひとりが会社の代表という意識を持ち、自主・自発・自走の精神で各自の役割を全うします。 (4) 挑戦を称賛する 私たちは、現状に甘んじることなく、スピード感を持って新しいことに挑戦することを称賛します。

2016年度のトピックス

当社の保険商品が連続受賞

株式会社カカコム(本社:東京都渋谷区、代表取締役社長:畑 彰之介)が発表した「価格.com 保険アワード2017ペット保険の部」において、当社の商品であるペット保険「うちの子ライト」が3年連続第1位に選ばれました。同商品は、楽天リサーチ株式会社(本社:東京都世田谷区、代表取締役社長:田村 篤司)を使用した調査においても「手術補償特化型部門」にて、4年連続で第1位を獲得しています。なお、当社は「猫の保険」新規契約数」「ペット保険」新規インターネット経由契約数」においても3年連続で第1位となっています。



ペットに関する 新たな休暇制度を導入

当社は、2016年7月よりペット(犬・猫)と同居している社員を対象に、ペットに関する休暇制度を導入しています。

- ①ペットの忌引：同居しているペットが亡くなった際、1頭につき3日間の休暇を取得できる(祖父母・兄弟が亡くなった場合と同条件)。
- ②ペット休暇：ペットと同居している社員は、1年につき、2日間のペットと過ごす休暇を取得できる。

ペットと同居している社員は全体の約3割となっていることから(平均的な飼育世帯率は犬14.2%、猫9.9%といわれています。*)、当社の社員はペットを家族として迎えている比率が高いと言えます。

ペットの飼い主にとっても働きがいのある環境を整えることは、ペット保険を取り扱う会社として率先して取り組むべきだとの考えから制度導入に至りました。今回の休暇導入について、社内からは「ペットは家族同然の存在と謳っている当社ならではの取り組みだ」や「社員の満足度が高まれば、一層のサービスをお客さまに提供できる」といった前向きな意見が多く寄せられています。

前年度の取得実績は、ペットの忌引:1名、ペット休暇:44名(78日)となっております(2017年3月31日時点)。

なお、2017年7月より、ペット保険「うちの子キュート」の補償対象となる鳥・うさぎ・フェレットと同居している社員も対象となりました。

※一般社団法人ペットフード協会「平成28年(2016年)全国犬猫飼育実態調査」

行動規範・行動指針の策定

当社は、全ての経営活動における基本的価値観である「行動規範」と役職員が日々の業務遂行において実践すべき行動原則である「行動指針」を策定しました。これらは、経営理念の実現に向けて当社が中長期的に目指す経営ビジョンを実現するうえで、企業および役職員が常に意識すべき行動原則と位置付けています。



ビジネスプロセス

私たちは常に
お客さま本位に考え、
最良の商品・サービスの提供に
努めてまいります。

私たちはお客さまにご納得して当社を選んでいただき、安心して商品をご利用いただくため、役職員が一丸となって日々邁進しています。ペット保険の提供を通してペットとの共生環境を向上させることを使命とし、さらなる歩みを進めてまいります。

商品・サービス



いただいたお客さまの
声をもとに、商品・
サービス開発の検討を
行っています。

11ページ ~

保険募集



お客さまにわかりやす
く適切な商品説明をす
るため、代理店と信頼
関係を築きながら募集
を行っています。

14ページ ~



お客さま

保険金のお支払い



お客さまからいただいた保険金請求に対してのお支払いを、適切かつ迅速に行っています。

15ページ～

お客さまの声



常にお客さまの立場に立って、信頼いただけるサービスを提供できるよう心がけています。

17ページ～

当社の商品・サービス

当社ではお客さまのニーズに合わせ、犬・猫向けに通院から入院・手術まで幅広くカバーしたペット保険「うちの子」および「うちの子プラス」、手術と手術を含む連続した入院に補償を限定し、保険料を抑えたペット保険「うちの子ライト」の3つのタイプの商品をご用意しています。また、2017年4月より、ペットショップ代理店でペットのお迎え時における限定商品として鳥・うさぎ・フェレット向けのペット保険「うちの子キュート」もご用意しています。

ペット保険

うちの子^{プラス}

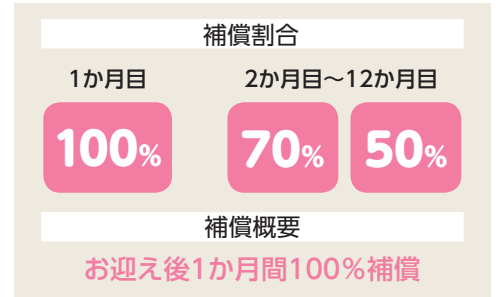
[新生児用新規契約に係る特別補償期間設定特約付ペット医療費用保険]

窓口精算
対応商品

ペットショップ
代理店
限定商品

最初の1か月は診療費を100%補償

ペットショップ代理店でペットのお迎え時限定で募集している犬・猫向けの商品です。体調が不安定になりやすい“お迎え後1か月間”は診療費を最大100%補償します。2か月目以降はお客さまにお選びいただいた補償割合(70%・50%)を限度に補償します。



ペット保険

うちの子

[ペット医療費用保険]

窓口精算
対応商品

通院から入院・手術まで幅広く補償

大切なペットの通院・入院・手術の費用を補償プランに応じて補償。犬や猫の病気・ケガをカバーする安心の保険です。対応動物病院の窓口で当社発行の保険証を提示すると、自己負担分のみのお支払いとなる「窓口精算」に対応しています。



ペット保険

うちの子^{Light}

[ペット手術費用保険]

高額になりがちな手術費用を補償

高額になりがちな犬や猫の手術費用に特化し、保険料を抑えた商品です。お手頃な保険料でありながら、手術と手術を含む連続した入院(10日間まで)の費用を最大90%補償します。



ペット保険

うちの子^{キュート}^{Cute}

[ペット医療費用保険]

窓口精算
対応商品

ペットショップ
代理店
限定商品

鳥・うさぎ・フェレット向けペット保険

ペットショップ代理店でペットのお迎え時限定で募集している鳥・うさぎ・フェレット向けの商品です。通院から入院・手術まで幅広く補償し、対応動物病院の窓口で当社発行の保険証を提示すると、自己負担分のみのお支払いとなる「窓口精算」に対応しています。



▶ **ペット賠償責任特約**
(オプション)

ペットが他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして、被保険者さまが法律上の賠償責任を負ったときに損害賠償金や訴訟費用・弁護士報酬等をお支払いする特約です。追加保険料をお支払いいただくことによって付帯することができます。

▶ **各種割引制度**

「多頭割引」「無事故継続割引」「インターネット契約割引」がございます。

上記は各商品の概要になります。

詳しくは各商品のパンフレットまたは当社ホームページをご覧ください。



当社ホームページ <https://www.ipet-ins.com/>

アイペット対応動物病院制度

当社が提携している全国の動物病院(以下、アイペット対応動物病院)で受診された場合、動物病院の窓口で当社発行の保険証を提示すると、その場でお客さま負担分(保険で補償される金額を除いた額)のみのお支払いとなり、後日、保険金請求書類のご提出は必要ありません。

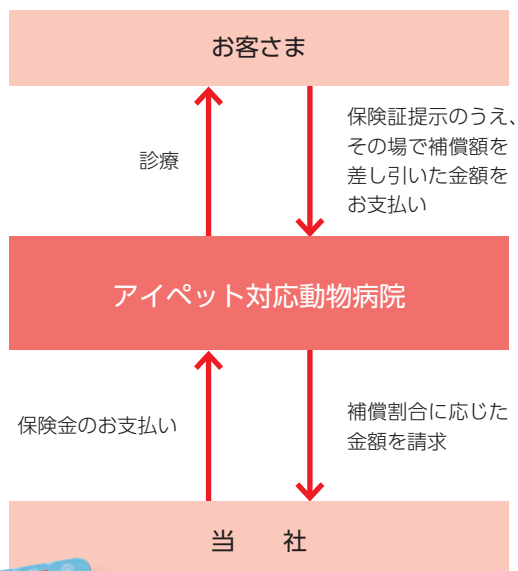
2017年7月1日現在、アイペット対応動物病院は全国に4,195施設あり、さらなる拡大を進めてまいります。

※ペット保険「うちの子ライト」およびペット保険「うちの子プラス」の100%補償期間(第1保険期間)は窓口での精算ができませんので、お客さまより直接当社への保険金請求が必要になります。



窓口精算のイメージ

アイペット対応動物病院で診療を受ける場合



お支払い方法に関する詳細は
[15ページから](#)



お客さまサポート体制

コンタクトセンター

当社は、全国のお客さまに「安心」をお届けするため、ご意見やご要望、ご質問等様々なお声を承る窓口として「コンタクトセンター」を設け、お客さまの声を大切に、親切・丁寧な対応を行っています。「第18回企業電話対応コンテスト」においてはペット保険会社では初となる「優秀賞」を受賞いたしました。

アイペットコンタクトセンター

▶ 各種お問合せ／ご契約内容の照会・変更／保険金請求についてのご相談 等

●お客さま総合ダイヤル

0800-919-1525 | 【受付時間】月曜日～金曜日 10:00～18:00
(フリーコール) | (土曜・日曜・祝休日・年末年始はお休みさせていただきます。)

▶ 資料請求／商品に関するご案内 等

ペット保険へのご加入を検討されているお客さま専用の窓口です。
当社のペット保険に関するお問合せ、資料のご請求等はこちらの新規専用ダイヤルで承っています。

●新規専用ダイヤル

0800-111-1525 | 【受付時間】月曜日～土曜日 10:00～18:00
(フリーコール) | (日曜・祝休日・年末年始についてはお休みさせていただきます。)

当社は、コンタクトセンターを自社スタッフで運営する体制を整えています。元動物看護師や動物好き等のスタッフがお客さま一人ひとりに寄り添った対応を行っています。2016年度は約17万件の各種お問合せをいただきました。



お客さまの大切な家族のことを思い、お問合せに向き合っています。



チームワークと教育に力を入れています。

ご契約者さま専用マイページ

マイページは、当社が運営するご契約者さま専用ページです。マイページへご登録いただくと、パソコン、スマートフォンおよびタブレットより、ご契約内容の確認や変更、保険金請求に関する各種手続き等をいつでもご利用いただくことができます。また、当社獣医師がマイページ上で公開している、病気や飼い始めのしつけに関する記事の閲覧も可能となっています。

▶ マイページの主な機能

- ご契約に関すること
・ご契約内容の照会
・連絡先情報の変更
・ペット写真の変更
・契約変更に必要な書類のお取寄せ
・死亡失効書類のお取寄せ
- 保険金に関すること
・保険金支払履歴の確認
・保険金請求書のダウンロード
- その他
・獣医師コンテンツの閲覧
・クラブアイペットの利用
・アイペット対応動物病院の検索



契約締結の仕組み

代理店による保険募集

代理店は損害保険会社との間で締結した損害保険代理店委託契約に基づき、保険会社に代わって保険募集を行います。当社では、保険会社のために保険契約の媒介のみを行う媒介代理店を通じて保険募集を行っています。

通信販売による保険募集

通信販売での保険加入では、当社コンタクトセンターから商品説明をお聞きいただくか、当社からお送りする資料等の内容をご確認のうえ、保険契約のお申込みと保険料のお支払いをしていただき、手続き完了となります。

また、当社ホームページでは、ペット保険「うちの子」、ペット保険「うちの子ライト」の資料請求や保険料の見積りだけでなく、保険契約締結まで、ホームページで完了させることができます。



当社ホームページ <https://www.ipet-ins.com/>

クーリング・オフ制度(契約申込みの撤回等)について

本来、保険期間が1年以下の保険契約については、クーリング・オフ制度の対象とはされていませんが、当社では初年度契約に限り、クーリング・オフの対象としています。

この場合、お客さまが「ご契約をお申込みされた日」または「クーリング・オフに関する説明書を受け取った日」のいずれか遅い日から8日以内であれば、お申込みの撤回を行うことができます。

契約内容の確認に関する取り組み

当社ではお客さまの希望される補償内容等に沿っているか、契約締結前にご確認いただいたうえで、お申込みいただいています。また、ご契約の内容やお引受け条件等については、契約成立後にお届けする保険証券や継続証等でご確認いただけます。

代理店

代理店の役割と業務内容

代理店は損害保険会社である当社と損害保険代理店委託契約を締結し、これに基づき当社の代わりに保険募集を行い、お客さまとの間で保険商品の内容の説明や、保険契約の媒介をすることを基本的業務としています。

代理店は損害保険に関するプロフェッショナルとしてお客さまに様々な情報を提供し、家族の一員であるペットに対する医療費用保険等を通じて、お客さまの生活の安定を図るという社会的役割を担っています。

代理店登録

損害保険代理店として保険募集を行うためには、保険業法第276条に基づき主務官庁に登録しなければなりません。また、代理店の役員・使用人として保険契約の募集を行う人は、保険業法第302条に基づき、主務官庁に届け出なければなりません。

当社では、代理店で保険募集に従事する人は、一般社団法人日本損害保険協会が運営する「損害保険募集人一般試験」に合格することなどを要件としています。

代理店教育

当社の代理店および募集人は、商品内容をはじめ、コンプライアンス、事務処理等について業務知識に関する研修を定期的に受けており、常に適切な保険募集ができるよう努めています。

また、一般社団法人日本損害保険協会が運営する「損害保険募集人一般試験」について、当社では原則として、損害保険の基礎やコンプライアンス等に関する「基礎単位」に合格することを、保険募集を行う際の要件としています。この試験は5年ごとの更新制となっており、更新試験を受験することにより最新の業務知識等の理解度を確認し、募集人の資質向上を図っています。

代理店数

当社の代理店数は、2017年3月31日現在、全国で845店です。

外務社員・代理店研修生

外務社員・代理店研修生制度はありません。

保険金のお支払い

当社では、損害保険会社として重要な責務である保険金のお支払いを、適切かつ迅速に行うことで、全国のお客さまに「安心」をお届けしています。

保険金のお支払い状況

保険金のお支払い件数、お支払いの対象とならなかった件数および内訳

お支払い件数	592,261件	
お支払いの対象とならなかった件数	詐欺取消・詐欺無効	0件
	告知義務違反解除	0件
	重大事由解除	0件
	免責事由該当	425件
	支払事由非該当	2,508件
	(合計)	2,933件

用語の説明

用語	解説
詐欺取消・詐欺無効	保険契約の締結等に際して保険契約者、被保険者または保険金受取人等に詐欺行為があり、契約が取消または無効となったため、保険金のお支払いの対象とならなかった事案です。
告知義務違反解除	保険契約の締結に際して、保険契約者、被保険者の故意または重大な過失によって、告知いただいた内容が事実と異なり、契約が解約となったため、保険金のお支払いの対象とならなかった事案です。
重大事由解除	保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故を起こす、または反社会的勢力だと判明するなどの事由により、保険契約が解除となったため、保険金のお支払いの対象とならなかった事案です。
免責事由該当	被保険者の故意など、約款に定められた保険金を支払わない場合に該当するため、保険金のお支払いの対象とならなかった事案です。
支払事由非該当	責任開始日前の発病など、約款に定められた保険金のお支払い事由に該当しなかったため、保険金のお支払いの対象とならなかった事案です。

保険金請求の仕組み

当社の保険金の請求方法は、ご利用の動物病院によって以下の2通りとなります。

1. アイペット対応動物病院で診療を受ける場合^{*1}

アイペット対応動物病院の窓口で当社発行の保険証を提示することにより、その場でお客さま負担分のみのお支払いとなり、後日、保険金請求書類のご提出は必要ありません。

^{*1} ペット保険「うちの子ライト」およびペット保険「うちの子プラス」の100%補償期間（第1保険期間）は窓口での精算ができませんので、お客さまより直接当社への保険金請求が必要になります。

▶ アイペット対応動物病院とは

診療費のお支払い時に当社発行の保険証を提示することにより、その場でお客さま負担分のみのお支払いができる動物病院をいいます。

▶ アイペット対応動物病院数

全国4,195施設（2017年7月1日現在）の窓口で保険金請求手続きをしていただける対応動物病院ネットワークを構築しています。

当社の保険金請求件数の約8割が対応動物病院の窓口での精算によるものです。

▶ アイペット対応動物病院へ推薦・お申込みをご希望の場合

ホームページに掲載している所定のフォームにより、ご契約者さま、動物病院ご関係者さまいずれも推薦・お申込みをしていただけます。

- ご契約者さまより推薦いただいた場合、動物病院さまの状況によりご要望に沿えない場合がございます。
- 推薦・お申込みいただいてから、当社よりご連絡を差し上げるまでお時間をいただく場合がございます。

当社発行の保険証を窓口でご提示していただけます。



対応動物病院はこのステッカーが目印です。



動物病院検索ページをご用意しております。

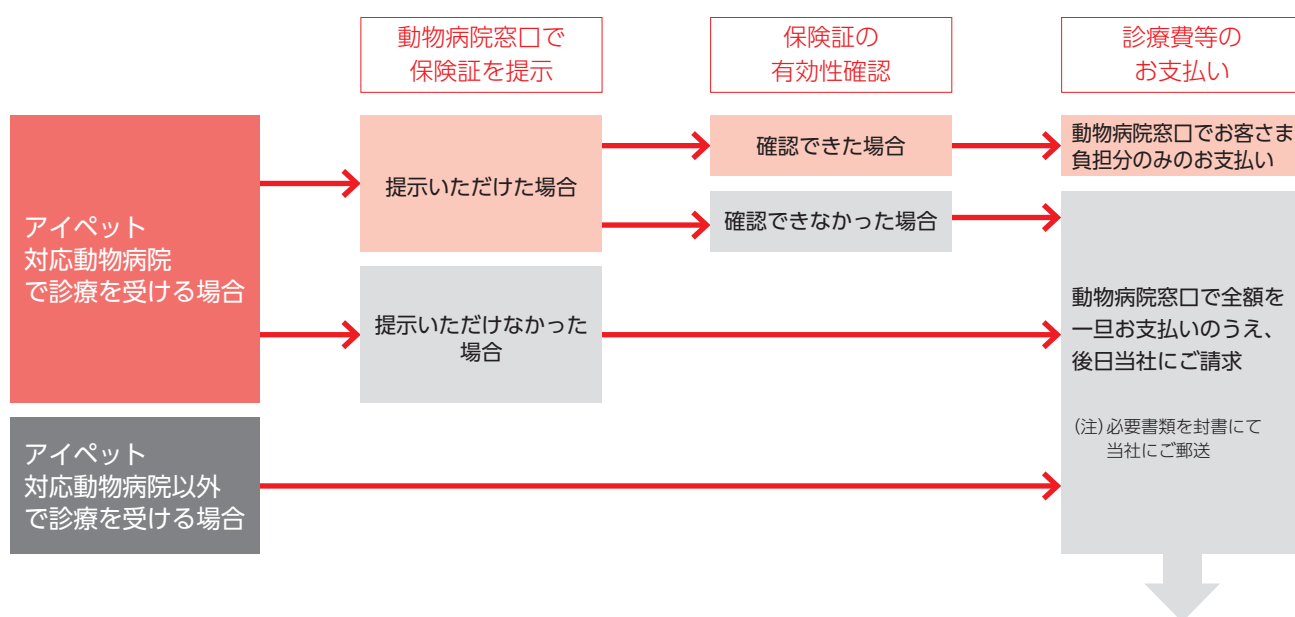


2. アイペット対応動物病院以外で診療を受ける場合

「診療明細書(原本)」と「保険金請求書」の2点を当社に郵送し、保険金をご請求いただけます。「診療明細書」が動物病院等で発行されない場合は、「保険金請求書」「領収書(原本)」の他「アイペット指定の診療明細書(原本)」が必要となります。必要な書類が全て当社に到着した後、原則30日以内※2に保険金をお支払いします。

※2 保険金をお支払いするために特別な確認・調査・照会等が必要となった場合には、別途お支払いまでの日数を定めます。

保険金のお支払いまでの流れ



当社へ直接保険金をご請求いただく流れ

- 1 動物病院窓口で診療費等の全額を一旦お支払いのうえ「診療明細書(原本)※3」をお受け取りください。
 - 文書発行・作成費用はお客さまのご負担となります。
- 2 「保険金請求書」をお客さまにてご記入してください。
- 3 必要書類を当社までご郵送してください。
 - 保険金の請求には、必ず診療明細書の原本を送付してください。
- 4 必要書類が全て当社に到着した後、原則30日以内※4に保険金をお支払いします。

診療明細書(原本)

保険金請求書

診療項目(内訳)	単価	数量	金額
診察料	¥1,000	1	¥1,000
検査料	¥3,000	1	¥3,000
処置費	¥1,100	8	¥9,800
フィラリア駆除費	¥1,200	8	¥9,600
小計			¥14,800
消費税			¥1,184
合計			¥15,984



※3 診療明細書が動物病院等で発行されない場合には、「保険金請求書」に加えて、「領収書(原本)」「アイペット指定の診療明細書(原本)」が必要となります。

※4 保険金をお支払いするために特別な確認・調査・照会等が必要となった場合には、別途お支払いまでの日数を定めます。

当社ホームページより、保険金のご請求に必要な書類をダウンロードいただけます。

「保険金請求書」や「アイペット指定の診療明細書(原本)」は、当社ホームページよりダウンロードいただけます。また、ご契約者さま専用のマイページ上では、証券番号等、当社へご登録いただいている情報があらかじめ記入された書類をダウンロードすることができ、ご請求の際の手間が省けます。

また、お電話でも必要書類のご請求を承っています。



<https://www.ipet-ins.com/keiyakusya/seikyuu>

「お客様の声」への対応

「お客様の声」に対する 当社の取組方針

当社は、お客さまから寄せられる様々な声を、前向きかつ積極的に受け止めるとともに、迅速かつ的確に行動し、お客さまサービスの向上を図ることが重要であると考えています。お客さまからのご意見・ご要望は、お客さまが要求するサービスのレベルと当社が提供するサービスのレベルの差が具体的に表面化したものであると認識しており、お客さまからの「相談」「苦情」を貴重な声として受け止めています。当社は「お客様の声」を当社の施策や業務改善に反映させるとともに、より一層、お客さまにご満足いただけるサービスを提供できるよう、対策を講じてまいります。

当社における「苦情」の定義

当社における「苦情」とは、「お客さまからの不満足の説明」としてしています。当社にお客さまから直接申し立てられたものだけでなく、金融庁、財務局、国民生活センター、損害保険協会等の外部機関や代理店、動物病院等を経由して当社に連絡があったものも含まれます。

また、「お客さま」とは、当社との保険契約の有無を問わず、広く一般の消費者を指します。

当社への「苦情」の お申し出方法

当社へのお申し出は、コンタクトセンターへのお電話または本社への郵送で行うことができます。

▶ お電話の場合

お問合せ先 アイペットコンタクトセンター
お客さま総合ダイヤル

電話番号 0800-919-1525(フリーコール)
03-5826-8594(一般ダイヤル:有料)

受付時間 10:00~18:00

受付日 月曜日~金曜日(土曜・日曜・祝休日・年末年始はお休みさせていただきます。)

- ★フリーコールは、携帯電話からもご利用いただけます。
- ★IP電話やビジネスフォンのご利用でフリーコールに繋がらない場合は、一般ダイヤルをご利用ください(通話料はお客さま負担となります)。
- ★サービス向上のため、通話内容を録音させていただく場合があります。

▶ 郵送の場合

〒106-0032 東京都港区六本木1-8-7 MFPR六本木麻布台ビル
アイペット損害保険株式会社 お客さま相談グループ宛

また、当社との間で問題を解決できない場合、一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 「そんぽADRセンター」

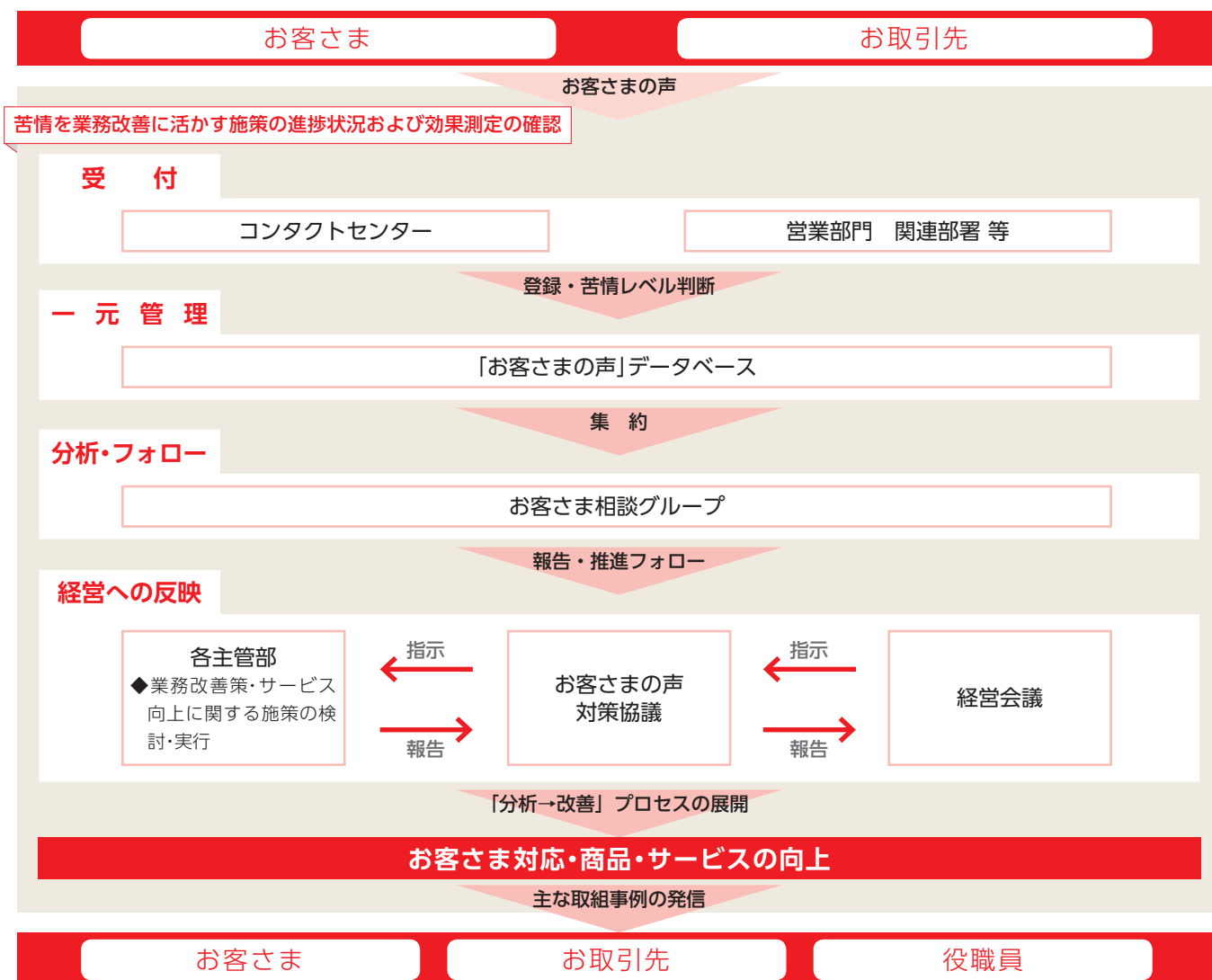
0570-022808

(ナビダイヤル:有料)

【受付時間】月曜日~金曜日/9:15~17:00(祝日・休日および年末年始を除きます。)

- IP電話をご利用の場合は、発信される地域により電話番号が異なりますので、詳しくは同協会ホームページをご参照ください。
<http://www.sonpo.or.jp/useful/soudan/adr/address/>

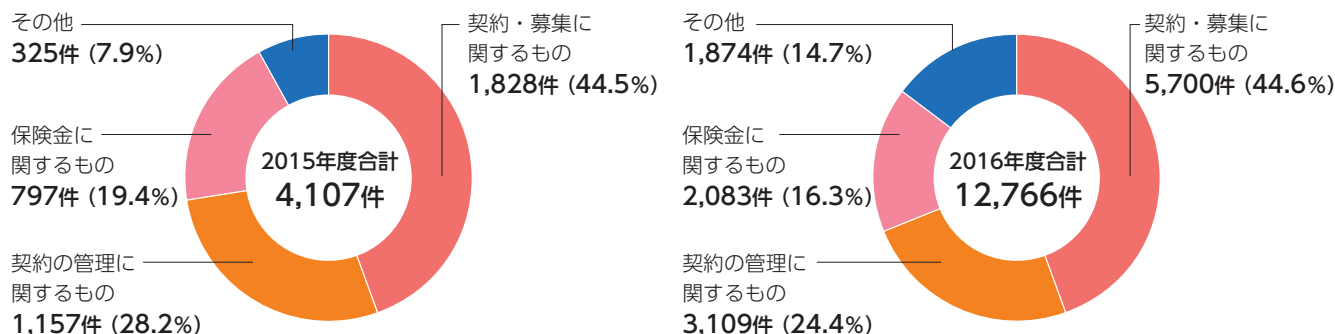
「お客様の声」に対する当社の態勢



「お客様の声」受付状況

当社は、「お客様の声」を大切にし、より多くの「お客様の声」に耳を傾け、お客様の満足度向上に努めています。

なお、2016年度より「お客様の声」について幅広く受け付け、当社に寄せられるご意見・ご要望についても集計対象とすることにしました。



お客さまから寄せられた感謝のお言葉

「アイペット損保に加入してよかった。」とお客さまにご満足いただけることが、私たちの何よりの喜びです。お客さまから常に信頼されるパートナーとしていつもそばにいて安心をお届けできるよう、これからも努めてまいります。

保険に入っていてよかった

- 飼い始めて1年後ぐらいから病院にかかる事が多く、原因を調べるために検査が続いたので、本当にアイペットの保険に入っていて良かったと実感しました。これからも、少しでも心配な事があったら安心して受診できるので家計に本当に嬉しい保険です。助かってます。
(新潟県・女性・40代)
- 普段から病気やケガをしない我が家のウェルシュコーギーのレイですが、幼少期に血便、血尿、嘔吐をしたことがありました。夜間のため、タクシーで緊急病院へ連れて行き通りの検査をしたところ、驚くような治療費がかかりました。犬の命に代えられるものはないので、可能な限りの治療で元気になってもらいたい一心でした。こういう場合に保険に加入していて本当によかったなと心から実感した経験でした。お陰様であれから数年間、病院のお世話になることなく元気に飛び回っています。ありがとうございました。
(神奈川県・男性・30代)
- 飼った時にペットショップで保険をおすすめされ、子犬の時は心配なので1年間だけでもと思い加入しました。最初の1、2ヶ月はお腹を壊したり、結膜炎になったりと病院に行くことも多く、保険に入っていてよかったと思っていました。また、約半年後に皮膚の病気になってしまい、症状が長引いたため、治療費がとて高額になりました。その時は補償限度額まで保険を利用しましたが、余裕を持って治療できたと思っています。最初だけ、と思ってましたがこれからも加入し続けたいと思っています。
(新潟県・女性・50代)
- 人と同じで病気や怪我は予測できないもの。動物の医療費は人とは違い、かなり高額なため加入しておいて間違い無かったです。
(神奈川県・男性・50代)
- シリカゲルを飲んだ疑いがあり、疑いだけで受診するのはどうかと思ったが、そういう事態にすぐに対応できたのはアイペットの保険に入っていたからだと思う。結果は、何も飲んでいなかったため良かったが、診察代金を惜しんで、「もし大事になっていたら」と思うと、アイペットは私の背中を押してくれたのだと思います。
(大阪府・男性・20代)
- 飼い始めの頃、具合が悪くなり、不安な気持ちで病院に行って費用の一部負担で済んだので、この子はわたしたち家族だけで飼っているんじゃないんだな、と涙が出た(いまはすっかり元気にいたずらをして遊んでいます)。
(富山県・女性・30代)
- 他人様にうちの子のリードが絡まり転倒させて骨折させてしまったことがありました。月々130円で付帯してあった「ペット賠償責任特約」のお陰で、スムーズにケガの補償、休業補償も出来ました。ありがとうございました。
(愛知県・女性・50代)
- まだ若いのに病気がちな子で、通院していますが、保険のお陰で毎月の支払いにとても助かっています。ペットは親を選べません。だからこそ、ペットの親になった私達は、大切な家族として出来る限りのことを沢山してあげたいと思います。
(神奈川県・女性・30代)

万が一への備えとしての保険

- まだ小さいので保険は使ったことはないですが家族の一員ですのでこれからのもしものために入っていて良かったと思っています。使わなかったら無事故割引もあるのでその心遣いもありがたいですね。
(和歌山県・女性・30代)

- 以前の愛犬は生まれつき身体が弱く、通院が大変な負担となりました。もう犬は飼わないと思いましたが、ペット保険の存在を知り、また犬を飼いました。今の所、保険のお世話にはなっていませんが、もしもに備えられるのは大変助かり、安心して愛犬との日々を楽しむことが出来ます。これからもよろしくお願いします。

(京都府・男性・40代)

- CMがとてもインパクトがあり数年間にわたりお世話になりました。愛犬のもしものために入りましたがお陰様で何か起こっても保険があるから安心、とメンタル面で支えられました。あいにく我が家の愛犬は健康で病気も怪我もなくお世話になることはありませんでしたが、いままでありがとうございました。周りの友人や知り合いにはペット保険ならここ、と教えてます。

(愛知県・女性・40代)

- 手術はしたことありませんが、もし病気で手術になったときのことを考えると金銭的にも安心です。保険はお守りみたいなものなのでこの安さで保険に入れることはかなりお得です。愛犬が高齢になるため、入院補償付きの「うちの子」に変更しました。引き続きよろしく願い致します。

(長崎県・女性・30代)

対応動物病院があって便利

- その場で保険が適用される病院が多くあるので、手間のかかる保険請求もせずに済み簡単だった。
- (兵庫県・女性・20代)
- 亡くなる二週間前に突然ヘルニアになってしまいました。その日が祝日のため急遽掛かりつけとは違う動物病院に行きました。たまたまそこが提携病院という事もあり、保険が適用されました。今まで使った事が無かったため印象深いです。また、翌日に手術、入院となりました。保険請求手続きはまだですが、一部でも負担が減るという事は大きいと思います。

(東京都・男性・30代)

- 子犬の頃は犬がどんな行動を起こすかわからないので、うちは寒い時期にうっかりカイロをかじられてしまい、犬の具合が悪くなり、すごく焦ってしまいました。決まったお医者様もまだなかったので、動物病院を2軒ほどまわらなければならなかったけど、アイペットさんがどこの病院も保険対応して下さっていたので、どちらへも行けて助かりました。ありがとうございました。

(大阪府・女性・40代)

- 愛犬の突然の嘔吐と下痢で初めて動物病院へ行きました。血液検査や超音波診断などをして頂き、高額な医療費を請求されるかと心配しましたが、窓口で直ぐに保険で70%補償され、とても助かりました。

(栃木県・男性・40代)

お客さま対応に対する満足

- 室内飼いなので突発的な大きな事故はあまり想定できませんが、それでもやはり何かあった際の保険なので、安心料と思えば特に保険料のことも気になりません。一度下痢気味で通院した際の保険請求も迅速に対応されてとても満足です。

(福岡県・男性・40代)

- 病氣した時は助かります。支払い内容証明を送付して下さるのでどの内容が支払われているのかが分かります。

(千葉県・女性・50代)

- 契約変更の手続き後も親切に確認のお電話をくださり助かりました。

(東京都・女性・50代)

お客さまから寄せられた感謝のお言葉



「うちの子」には 最善の治療を受けさせてあげたい

涌井 理恵子様



犬を迎えたきっかけを教えてください。

先代犬(ヨークシャー・テリア)を2012年11月に水頭症で亡くし、「ペットとの生活はしばらくいいかな」と思っていました。一方で、12年間一緒に暮らした子がいなくなり、常に心のどこかにポツカリと穴があいたような感じがしていた時、娘から「犬を迎えよう」という提案がありました。はじめは乗り気でなかったものの、娘がインターネットで見つけた子犬の写真を見せてくれるたびに、「また犬と一緒に暮らしたい」という気持ちが自然と生まれてきました。他の犬種も考えたのですが、「やっぱり前の子と同じヨークシャー・テリアがいい」ということで、家族とペットショップを何軒か回って出会ったのが、「さくらちゃん」でした。



犬と暮らし始めて、気がついたことがあったそうですね。

同じ犬種でも、その子によってこんなにも性格がちがうものなのかと驚きました。前の子は警戒心が強く、お散歩をしていても他の犬と挨拶をすることは滅多にありませんでした。トイレを外ですることもなかったのです。一方、さくらちゃんは懐っこい性格で、他の犬と挨拶したり、お散歩の最中に出会った人と触れ合ったりと、とても社交的で、お散歩時間も自然と長くなりました。今の子が外でトイレをした時は、家族に写真付きのメールを送って報告したくらい驚きました(笑)。お散歩の範囲が広がったことで、はじめて犬友達ができ、犬友達とフードや病院について情報交換をするようになりました。



保険に入ろうと思われたきっかけと保険の利用状況について教えてください。

実は、今の子をペットショップで迎える時に紹介されるまでペット保険の存在は知りませんでした。前の子を迎えた当時はペット保険の案内はされませんでしたし、当時参考にした犬の育て方の本にも「ペット向けの保険はない」と記載されていたので、飼い主が全額負担するのは当たり前だと思っていました。ただ、前の子が水頭症にかかった時は手術や通院などお金がかかった経験があったので、保険の話を知った時は迷わず加入しました。もちろん、ペット保険に加入していてもしていなくても、少しでも普段と様子が違うと思ったら動物病院に連れて行くつもりですし、**診療費の心配をする前に最善の治療を受けさせてあげたい**と思っています。

幸い、さくらちゃんは、3~4回ほど保険を利用したものの、今のところ大きな病気や怪我はありません。「これからも保険を使わないで済んでほしいな」と思います。ただ、ペット保険に加入していれば、**なにかあった時に助かるので、備えになるのは間違いない**と思います。



ペットの命を守るために… 気になったらすぐ病院へ連れていける それが保険の効果です

前口 マリ子様



猫を迎えたきっかけを教えてください。

もともと実家では犬を飼っていました。個人的に犬派、猫派というわけではなく、たまたま猫を飼っている友人の家に遊びに行って、その時にとてもかわいい！と思ったことがきっかけで飼い始めました。今飼っている猫は4頭で、上から14歳、13歳、10歳、10歳です。上2頭はブリーダーさんから迎えた子で、下2頭はうちの子が産んだ子達です。実はこれまで最大で9頭飼っていたこともありました。実家近くで捨てられていた猫を放っておかず拾ってきたり…。さすがに大変だったので、友達に譲渡したりして、今は4頭と仲良く過ごしています。4頭とも保険に加入しています。14歳の子も高齢になってきており、保険にはとてもお世話になっています。



保険に入ろうと思われたきっかけを教えてください。

過去に腸閉そくになった子がいたのですが、本当に手術代が高かったんです。その時に初めて保険を検討したのですが、結局加入は見送ることにしました。病気にならないように普段の生活を気をつけてあげればよいとも思いフードにもこだわっていたのですが、ある日、別の子に腫瘍ができていたことがわかりました。気付いた時には手遅れで、結局、助けてあげることができませんでした。その時、フードを変えて健康に気をつけたとしても病気をすべて防げるわけではないことを実感しました。今いる子が病気になってこんな心配をしたくないという思いと、飼っている子が高齢になってきて、病気のリスクも高くなることも理解していたので病院の先生と相談して保険加入を決めました。加入後すぐ、一番上の子の病気が発覚し、今でも通院しているため、あの時加入を決めて、本当によかったと感じています。

実際に保険に入ってみて思ったことは、**保険があれば費用負担が軽くなるので、病院に連れていくことができる**ということです。病気を防ぐことも大切だとは思いますが、人間と同様、すべての病気を防げるわけではありません。突然怪我をしてしまうこともあります。実際に病気・怪我をした時は、すぐに病院に行くべきなんです。ペットは言葉を話せないなので、なかなか気付いてあげることができず、重症化してしまうこともあります。ペットの命を守るためにも、気になることがあれば病院に行けるよう保険に入ることは重要だと思います。



お客さま向けサービス

うちの子 HAPPY PROJECT

2017年1月より、犬や猫の病気や事故を未然に防ぐための対策をご紹介するプロジェクト「うちの子 HAPPY PROJECT」を開始しました。当プロジェクトでは、「今日から実践でき、すぐに役立つ犬猫の病気・事故対策」を当社の獣医師がご紹介しています。お客さまの「あの時知識があれば防げたのに・・・」といった後悔や、愛犬・愛猫の痛みをなくしたいという“想い”からプロジェクト設立に至りました。

ご紹介する病気・事故対策の第一弾として「骨折」に関する情報をご提供しています。当社の保険金請求データによると、骨折件数の約6割が1歳未満の子犬・子猫の時期に起こっています。骨折はペットの痛みが大きいだけでなく、完治までの治療期間や費用等お客さまにおいても大きな負担となります。また、愛犬・愛猫の骨折を経験したことのあるお客さま135人に伺ったアンケート調査では、「対策をしていれば骨折は防げたと思う」と回答した方が81.5%にも上りました。そのため、「うちの子 HAPPY PROJECT」ではお客さまの大事な“うちの子”を守るための正しい知識をご紹介します。



URL: <https://www.ipet-ins.com/uchihap/bone/>



「ワン！にゃん！かるた」

どなたでもご参加いただける企画「ワン！にゃん！かるた」を前年度に引き続き実施いたしました。日常生活の中でなにげなく撮った、多くの方に見てほしい自慢の写真などを「絵札」として、その写真に対するコメントを「読み札」としてセットで投稿いただきました。今回は、前回の7,305件を上回る8,659件もの投稿をいただきました。その中から当社の役職員による選考を行い、最優秀賞1名と優秀賞45名を決定いたしました。



アイペットオリジナルカレンダー

アイペットオリジナルカレンダーに掲載する写真を募集するキャンペーンを実施いたしました。季節を感じさせる写真や面白写真等、飼い主の皆さまから期間中に投稿いただいた写真は、18,014件となりました。その中から当社の役職員による選考を行い、アイペットオリジナルカレンダー（アイペット公式カレンダー／日めくりワンニャンカレンダー）に掲載する計134作品を決定いたしました。



クラブアイペット 優待サービスサイト

従来の優待サービスサイト「クラブアイペット」を大幅にリニューアルしました。

クラブアイペットとは、当社と提携している全国の様々な施設やお店で、当社のペット保険の全てのご契約者さま・被保険者さまがご利用いただけるお得な優待サービスです。トリミングやペットホテルの割引優待のほか、ドッグカフェ、しつけ教室、ペットグッズ等のペットとそのご家族に嬉しい情報・優待サービスを順次追加しています。また、リニューアルにより、スマートフォンからももっと見やすく、検索しやすくなりました。



URL: <https://www.ipetclub.jp/connect/>



ワンペディア・にゃんペディア

犬の飼い主さま向けの情報サイト「ワンペディア」と、猫の飼い主さま向けの情報サイト「にゃんペディア」では、獣医師やトレーナーなどの専門家から収集した正しい情報を、専門知識のない飼い主さまでも読みやすいようにご提供しています。



URL: <https://wanpedia.com/>



URL: <https://nyanpedia.com/>

PEDGE (ペッジ)

PEDGEは「ペット業界の半歩先を伝える。」をコンセプトに、ペット業界の動向を伝える情報サイトです。ペット業界の動向やペットを取り巻く環境に興味・関心をお持ちの方に対して、下記コンテンツを提供しています。

- ・ ペット業界の各種データ
- ・ ペットを取り巻く社会課題



URL: <http://pedge.jp/>



地域・社会に対する取り組み

CSV基本方針

ペット保険会社だからこそできる、
「お客さま対応」「社会貢献」「環境保護」を考え実践し、
ペットオーナーが安心してペットと暮らせる社会の実現を目指す。

CSV: Creating Shared Value (共通価値の創造)

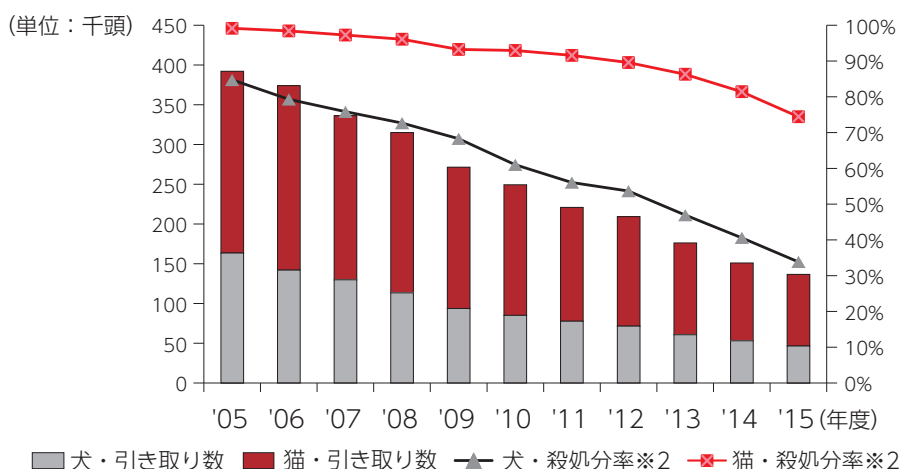
私たちは、お客さまの声に真摯に対応し事業に反映するとともに、当社を取り巻く社会課題の解決や環境の改善に貢献することを通じて、お客さまが安心してペットと暮らせる社会の実現を目指しています。また、それらの活動が私たち自身の利益だけではなく、ステークホルダーとの共有価値の創造に繋がるものとする「CSV基本方針」を2017年3月に制定いたしました。CSV活動における重点テーマとして①お客さま対応②社会貢献③環境保護の3つを設定し、ペット保険会社だからこそできる活動に取り組んでまいります。

当社の向き合う社会課題

犬・猫が殺処分される前に、動物保護団体等が保護した犬・猫のことを一般的に「保護犬」「保護猫」と呼びます。日本では「動物の愛護及び管理に関する法律(動愛法)」に基づき各都道府県には動物愛護センターが設置されています。こちらに保護された「捨てられたり迷子となって預けられた犬・猫」が動物愛護センターから出られる割合は、猫の場合、収容された数の30%未満といわれています。なぜなら保護した日から、5日～1週間後^{※1}には殺処分されてしまうからです。

動物愛護センターや動物愛護団体、ボランティアの活動、また譲渡会の認知向上により、年々殺処分の数は減少していますが、残念ながらまだ殺処分が行われている事実があります。1日でも早く殺処分ゼロが実現できるよう、当社では動物愛護に取り組んでいるNPO法人等への支援を行うとともに、役職員によるボランティア活動を行い、殺処分ゼロに向けて取り組んでいます。

※1 狂犬病予防法により定められた収容期間は3日間ですが、実際は各自治体の条例に定められた日数(5日～1週間)となります。



出典:2014年度 環境省

[犬・猫の引き取り及び負傷動物の収容状況]をもとに当社にて作成

※2 殺処分数を引き取り数で除したものです。

小学生を対象とした、動物愛護啓蒙活動への支援

小学生に動物愛護についての教育を行っている特定非営利活動法人ワンコレクション(東京都渋谷区、代表理事:道躰 雄一郎)の活動を支援しています。この活動は、子供たちに命の大切さを学んでもらうとともに、子供たちがペットに対する正しい知識を得ることを目的としています。授業では、講師からの一方的な講義だけでなく、実際に犬と触れ合う経験を設ける等、「命の大切さ」や「犬との正しい接し方」を学び、将来動物に優しい大人になって欲しいという思いのもと授業を実施しています。



殺処分ゼロに向けた、「ふるさと納税」を活用した活動支援

私たちは、世界の難民や被災者の生命を守る緊急人道支援、復興・開発支援を行っている特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン(広島県神石高原町、代表理事:大西 健丞)の理念に賛同し、2014年11月より活動を支援しています。

「ピースワンコ・ジャパン」プロジェクトでは、犬・猫の殺処分数が全国ワースト(2011年度)を記録した広島県を拠点に、殺処分寸前の犬や迷い犬らの保護、譲渡に取り組んでいます。

当社では、「殺処分ゼロ」の実現に向けた環境を作り出すことを使命の一つと位置付け、ふるさと納税制度を活用した寄付活動により、当社ご契約者さまおよび役員から合計12,274,000円の寄付を行いました(2017年3月31日現在)。集められた寄付金は、ピースウィンズ・ジャパンが新しく建設した犬舎の建設費用の一部等に使用されています。



▲ 2016年5月に完成した新犬舎

役職員によるボランティア活動

当社の2017年度新卒社員を対象とした新人研修の一環で、ピースワンコ・ジャパンを訪問し、保護犬の世話をするボランティア研修を実施しました。

ボランティアでは、主に「散歩」「シャンプー」「爪切り」「給餌」を体験しながら、保護犬との触れ合いを通じて、保護犬のおかれている状況について理解を深めました。ペットとの共生環境の向上を目指し、今後も役職員によるボランティア活動を推進してまいります。



災害救助犬ボランティア・ベンダーの導入

本社執務フロア内の自動販売機に、「災害救助犬ボランティア・ベンダー」を導入しています。ボランティア・ベンダーとは、「ボランティア・ベンダー協会」の社会貢献型自動販売機で飲み物を1本購入すると、3円が寄付金となって指定の公益団体へ寄付できるという仕組みです。当社では、「災害救助犬ボランティア・ベンダー」を導入し、一般社団法人ジャパンケネルクラブの災害救助犬育成活動に寄付を行っています。



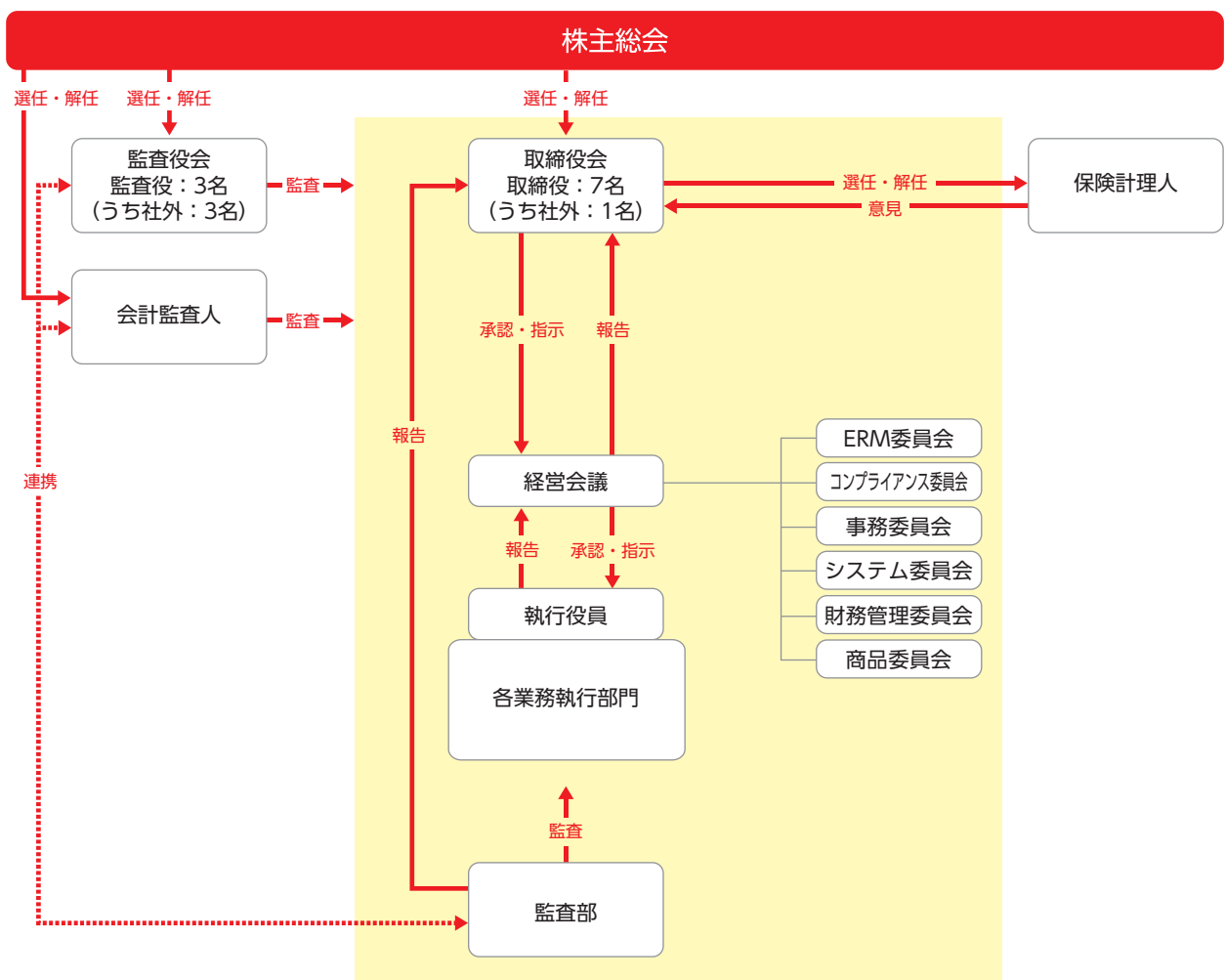
コーポレートガバナンス体制

基本的な考え方

当社は“健全かつ安定した事業運営”、“保険契約者さまの保護”、“お客さまの利便性向上”および“透明性のある経営”を軸とし、これらを推進する経営体制を構築し、当社の企業価値向上に努めています。

コーポレートガバナンス体制図

(2017年7月1日現在)



内部統制システムに関する基本方針

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 社内規程を定め、取締役会等の重要会議の議事録および関連資料その他取締役および執行役員の仕事の執行に係る情報の保存および管理の徹底を図るものとする。
- b. 取締役および監査役は、これらの記録を常時閲覧できるものとする。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 取締役会で適切なリスクマネジメントを行うため、リスク管理規程を定め、各種リスクについて常に把握できる体制を整備するものとする。
- b. リスク管理の状況については監査部の内部監査により有効性の検証、不備是正勧告等を行うものとする。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために毎月1回以上の取締役会を開催し、また、迅速な意思決定を行うため、必要に応じ臨時取締役会または電子による取締役会を開催し、重要な決定を行うものとする。
- b. 社内規程、職務権限、意思決定ルール等を定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備するものとする。

④ 取締役、執行役員および使用人（以下、「役職員」という。）の仕事の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 取締役会および経営会議における取締役・執行役員による職務執行の状況報告を通じて、役職員の職務の執行が法令等に適合していることを確認するものとする。また、経営会議の下部機関としてコンプライアンス委員会を設置し、保険募集管理を含む法令等遵守態勢の全般的統制・管理を行うものとする。
- b. コンプライアンス委員会においては、コンプライアンス課題への対応の具体的実践計画としてコンプライアンス・プログラムを定めるとともに、その進捗を管理するためにコンプライアンスに関する統括部署を設置するものとする。
- c. 内部監査部門として執行部門から独立した監査部を設置し、定期的な内部監査を行うほか、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について実査および評価を行うものとする。内部監査結果については、取締役会等への報告ならびにコンプライアンス委員会への連携を行うものとする。
- d. 専用通報相談窓口を設置し、法令遵守の観点より問題が生じた場合（懸念を含む）には、公益通報者保護法に基づく通報を行うことが可能な体制を整備するものとする。
- e. 反社会的勢力とは一切の関係遮断に取り組むこととし、コンプライアンス委員会に対処体制を整備し、社内啓蒙の推進等を行うとともに、外部専門機関とも連携して毅然たる対応を行うものとする。

⑤ 当社及び親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 親会社に対して業務の執行状況、当社の重要事項を適時報告する等により情報交換を行い、企業集団としての業務の適正確保に努めるものとする。

⑥ 監査役の仕事を補助すべき職員に関する事項

- a. 常勤監査役がその職務を補助する職員を必要とする場合は、代表取締役に対してその配置を要請できるものとし、代表取締役は速やかに当該職員を配置するものとする。
- b. 当該職員に対する人事考課、人事異動及び懲戒処分は、常勤監査役の同意を得た上で行う。
- c. 当該職員は、その業務に関して監査役の指揮命令にのみ服し、取締役等からの指揮命令を受けないこととする。
- d. 当該職員は、その業務に関して必要な情報収集権限を有するものとする。

⑦ 監査役への報告に関する体制

- a. 役職員は、重大な法令・定款違反その他会社の業務または業績に与える重要な事項について、速やかに監査役に報告することとし、また、コンプライアンス、リスク管理等の状況について定期的に監査役に報告することとする。
- b. 監査役へ報告をした役職員に対し、会社は当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをしてはならないこととする。監査役は、その事実を知ったときは、代表取締役に対して是正を要請することができる。
- c. 監査役が、取締役の仕事執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告したときは、当該取締役は指摘事項への対応の進捗状況を監査役に報告する。
- d. 役職員は、内部通報制度の通報内容を速やかに監査役に連絡するとともに、その運用状況を定期的に報告する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べることができるものとする。
- b. 監査役は、重要な会議の議事録、取締役が決裁を行った重要な稟議書類等については、いつでも閲覧することができるものとする。
- c. 役職員は、いつでも監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に会合を開催するものとする。
- d. 監査役が、取締役、内部監査部門、会計監査人、およびその他監査役の職務を適切に遂行するうえで必要な者（保険計理人や役職員等）との十分な意見交換を行う機会を確保する。
- e. 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の請求をした場合は、適切に処理する。

コンプライアンスの推進

コンプライアンス基本方針

私たちは、全ての活動の原点を社会的な信頼に置き、「公共性の高い事業を営む損害保険会社」として、コンプライアンスを経営上の最重要課題の一つと位置付け、全ての役員が常に企業の社会的責任を意識し、法令・その他の社会規範および社内ルール等（以下、「法令等」という）に則った、お客さまの信頼に応える公明・公正な企業活動を実現するため、本方針を制定します。

1. 法令等遵守の徹底

私たちは、法令等を遵守し、適切かつ健全な企業活動を行います。

(1) 法令等の厳格な遵守

私たちは、法令や社会のルールおよび社内規則の遵守に止まらず、その精神を理解し、高い倫理感を持って誠実に行動します。

(2) 適切な保険業務の徹底

私たちは、お客さまの満足と信頼が得られるよう、お客さまのニーズに応える質の高い商品およびお客さまの視点に立ったサービスを提供するとともに、保険金等のお支払いを適切に行います。

(3) 公正かつ自由な競争

私たちは、提供する商品・サービスなどに関し、不正な取決め等によりお客さまに不利益を与える行為や、取引上の立場を利用し相手方に不利益を与える行為等の不正な競争行為を行いません。

(4) 利益相反の防止

私たちは、業務遂行にあたって常に公私の別を考えて行動し、会社の正当な利益に反し、自らのまたは第三者の利益を図る行為を行いません。

(5) インサイダー取引の禁止

私たちは、会社または業務上知り得た未公表の重要情報を、会社および個人の資産運用またはその他の私的経済行為に利用しません。

(6) 知的財産権の保護

私たちは、著作権・商標権・特許権等の知的財産権を侵害することがないよう十分に留意します。

2. 社会に対する対応

私たちは、社会・政治との適切な関係を維持します。

(1) 反社会的勢力の排除

私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断し、反社会的勢力を社会全体から排除していくことに貢献します。

(2) 不適切な接待・贈答等の禁止

私たちは、業務上の地位を利用して、金品その他の不正の利益を得ることや、法令に違反したり、社会的に不適切な接待・贈答の授受をすることは認めません。

(3) お客さまの声への適切な対応

私たちは、お客さまの声に真摯に耳を傾け、誠実かつ迅速な対応を行います。また、お客さまの声には私たちが気付いていないニーズや課題のヒントがあると考え、改善につなげます。

(4) 社会貢献活動

私たちは、企業は社会の持続的かつ健全な発展に対して大きな責任を担う存在であると自覚し、「良き企業市民」として自主的かつ積極的に社会貢献活動等に取り組めます。

(5) 地球環境への取組み

私たちは、正常健全な地球環境が、企業の存立と活動に必須の要件であることを認識し、環境問題に主体的かつ積極的に取り組みます。

3. 経営の適切性・透明性

私たちは、適切な業務運営・透明性の高い経営に努めます。

(1) 適切な情報開示・説明

私たちは、商品・サービス内容や経営情報について、全てのお客さまに対し正しく開示・説明します。

(2) 適切な情報管理

私たちは、業務上知り得た個人情報を含むお客さまの情報について、法令等に従い適切に取り扱います。また、会社が公表していない情報を適切に管理します。

4. 人権の尊重等

私たちは、お客さま、役員をはじめ、あらゆる人の基本的人権を尊重します。

(1) 人権の尊重

私たちは、基本的人権を尊重し、個人の多様性・人格・個性・プライバシーの侵害は一切容認しません。

(2) 職場環境の確保

私たちは、役員員のゆとりや豊かさを実現し、快適で安心できる働きやすい環境を創ります。

コンプライアンス推進体制

当社は、会社全体としてコンプライアンスの推進および徹底を図るため、コンプライアンスに関する重要事項を検討・審議することを目的としたコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス・リスク管理部が全社的なコンプライアンスを推進しています。

さらに、コンプライアンスの推進・啓蒙・遵守状況の確認等を担う責任者として、各部門長を「コンプライアンス・オフィサー」として配置することで各部門の実態に合わせたコンプライアンスを推進しています。

コンプライアンス・マニュアル

全役員へのコンプライアンス推進を目的として、遵守すべき法令等を解説し、コンプライアンス上問題となる具体的な事例とその問題点および正しい取扱いについて示した「コンプライアンス・マニュアル」を作成のうえ役員に公開しています。また、募集代理店には、募集代理店が遵守すべき法令等や募集活動に関するルール等について示した手引書として「コンプライアンス・マニュアル（代理店用）」を作成し、配布しています。また、コンプライアンスに対する意識向上のため、コンプライアンス研修等を定期的に行うことで、周知徹底を図ってまいります。

コンプライアンス・プログラム

当社は、コンプライアンスの推進に向けた全社的な取組みとして、態勢整備・教育・研修等の具体的な目標を掲げたコ

ンプライアンス・プログラムを毎年度策定しています。コンプライアンス・プログラムは、取締役会で決議され、コンプライアンス委員会が施策の実施状況等を監督しています。各部門は、コンプライアンス・プログラムに関する詳細な項目や推進施策を定めた年間活動計画に基づき活動し、その推進状況については、コンプライアンス・リスク管理部が取りまとめ、四半期毎に実施状況を評価したうえでコンプライアンス委員会および取締役会へ報告しています。

内部通報制度

当社の全役員・正社員・契約社員・パートタイマー・アルバイト・出向者・派遣労働者・退職者（以下、「役職員」

といます。）および当社の取引事業者の全役員・正社員・契約社員・パートタイマー・アルバイト・出向者・派遣労働者・退職者（以下、「役職員等」という。）を対象として「内部通報制度規程」に基づく報告・相談体制を整備しています。

役職員等が、日常業務等において、法令、社内ルール、社会一般の倫理や常識等のコンプライアンスの観点から疑問もしくは問題と思われる行為を目撃したり耳にした場合には、自己の関与の如何に関わらず報告・相談できる制度を整備して、コンプライアンス違反の早期発見と是正を推進しています。

社内・社外の監査・検査態勢

当社では、内部監査部門として、社内の各部門から独立した組織である「監査部」を設置し、内部監査を実施しています。内部監査は、取締役会において決定された「内部監査方針」「内部監査計画」に基づき、すべての部門を対象に実施されます。

社内の監査態勢 (内部監査)

1. 内部監査の目的

内部監査は、会社の業務が法令・社内規程等のルールに則って実施されているかなど、法令等遵守態勢を含む内部管理態勢の適切性・有効性・効率性について、他の部門からの干渉を受けることなく検証・評価し、課題の改善に向けて指摘・提言を行います。

それにより、当社業務の健全かつ適切な運営を確保し、お客さまをはじめとする社会の信頼を得られる企業であり続けることを目的としています。

2. 内部監査の対象および概要

内部監査は、営業部門、保険金サービス部門、本社部門

など、すべての部門における業務活動を対象に実施されます。

内部監査の実施に際しては、取締役会が決定した「内部監査規程」に基づき、法令等遵守態勢、情報管理態勢、保険募集管理態勢、保険金等支払管理態勢等について、各部門の責任者や担当者に対するヒアリングおよび現物監査を実施し、その実効性の確保に努めています。

3. 内部監査の結果

内部監査実施後、監査対象部門に対し監査結果を通知し、是正・改善計画の提出を求めます。その後、是正改善状況の進捗についてフォローアップ監査を行い、内部監査の実効性確保に努めています。

また、内部監査結果は定期的に取り締役に報告しています。

社外の監査・検査態勢

当社は、新日本有限責任監査法人による会社法に基づく法定監査を受けています。

また、保険業法の定めにより、金融庁検査局の検査を受けることになっています。

健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性

保険業法第121条第1項第1号に基づき、保険計理人は責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうかを確認しています。

この確認は、関係法令のほか公益社団法人 日本アクチュアリー会が定める「損害保険会社の保険計理人の実務

基準」に基づき行っています。

なお、当社では、第三分野保険を取り扱っていないため、平成10年大蔵省告示第231号に基づくストレステストの実施対象ではありません。

リスク管理体制について

当社が直面する経営上のリスクに的確に対応し、お客さま・株主・その他すべてのステークホルダーへの責任を果たすべく、これらのリスクを適切に把握・評価し、適切に管理できるリスク管理態勢を構築しています。

リスク管理方針

当社では、リスク管理を経営の最重要課題と位置付け、取締役会において「リスク管理方針」を制定し、リスク管理を行っております。

リスクの正確な把握と適切な管理

当社は、収益部門と分離されたリスク管理部門（コンプライアンス・リスク管理部）の設置や、経営会議の諮問機関としてのERM委員会の設置を通じ、全社的なリスクの統合的な管理に努めております。

具体的には、「リスク管理方針」等に基づき、当社が主に管理するリスクを「保険引受リスク」「資産運用リスク」「流動性リスク」「事務リスク」「システムリスク」と定め、これらリスクについて、各専門委員会（商品・財務管理・事務・システム）における定期的なモニタリングなどを通じ、正確な状況把握・的確な評価を行うなど、適切な管理を行っております。

なお、これら専門委員会におけるリスク状況のモニタリング結果（重要なリスク情報）は、ERM委員会を通じ、定期的な経営への報告を確保するなど、リスク管理態勢の一層の整備・強化を進めております。

加えて、内部監査部門による、リスク管理プロセスの適切性・有効性の監査などを通じ、リスク管理態勢の高度化に努めて参ります。

主なリスクとその管理体制

当社が主に管理しているリスクおよび、その管理体制は以下のとおりです。

「保険引受リスク」

経済情勢や保険事故の発生率が保険料設定時の予測に反

して変動すること等により、損失を被るリスクをいいます。

当社では、商品委員会において保険商品別の収支管理を徹底しており、経営に重大な影響を及ぼすリスクの増大を把握した場合には、商品の改廃を含めた適切な対応を採るなどして、適切な水準を維持しております。

「資産運用リスク」

「金利・株価・為替等の変化」や「与信先の財務状況の悪化」等に伴い保有資産等の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。

当社では、財務管理委員会において資産特性に応じた資産残高や収支状況の管理を実施しており、経営に重大な影響を及ぼすリスクの増大を把握した場合には、それら資産の売却を含めた適切な対応を採るなどして、適切な水準を維持しております。

「流動性リスク」

犬・猫等のパンデミック型の疾病の発生等による急激な保険金の支払い増加による資金繰りの悪化や、市場の混乱等による市場での取引不能などが生じ、通常よりも著しく不利なコストでの追加資金調達・不利な条件での資産売却を余儀なくされることなどにより、損失を被るリスクをいいます。

当社では、財務管理委員会において適正な資金の流入出状況を把握・管理するなどし、十分な流動性資産の確保を行っております。

「事務リスク」

役職員が正確な事務を怠る、または事故・不正等を起こすことにより、私たちまたはお客さま等が損失を被るリスクをいいます。

当社では、事務委員会において不適切な事務処理等の発生状況をモニタリングするなど、コンプライアンスの推進と一体となった改善策の検討などを通じ、適切な事務手続きの実践に努めております。

「システムリスク」

システムダウンまたは誤作動、セキュリティ対策の不備等が原因となって、当社またはお客さま等が損失を被るリスクをいいます。

当社では、システム委員会において情報セキュリティに関わる取組推進やシステム障害の発生状況のモニタリングなどを通じ、情報システムの安全確保や重要情報の漏えい防止に努めております。

個人情報保護

当社は、お客さまの氏名・住所・契約内容等の情報について、業務上必要な範囲内において、適法で公正な方法により取得しています。それらの情報については、保険契約の引受、管理、保険金の支払い、お客さまのニーズにあった保険商品およびサービスのご案内等のために利用しています。

また、当社は「個人情報の保護に関する法律」および関連ガイドライン等に則り、社内規程等を整備し、社内および代理店の教育、また適宜モニタリングを行うことで、個人情報の管理の徹底に取り組んでいます。

なお、お客さまの個人情報の取扱いについては、以下のとおりプライバシー・ポリシーを定め、私たちのホーム

ページ (<https://www.ipet-ins.com/privacypolicy>) にて公表しております。

プライバシー・ポリシー (個人情報保護に対する基本方針)

1. 個人情報に対する基本姿勢

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険事業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報

の保護に関する法律（個人情報保護法）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）、その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、その他のガイドラインや一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁および一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って適切な措置を講じます。

当社は、業務に従事している者等への教育・指導を徹底し、個人情報の取扱いが適正に行われるよう取り組んでいきます。また、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

2.個人情報の適正な取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

当社では、主に保険契約の申込書、契約書、取引書類、保険金請求書およびアンケート、キャンペーン等の実施により、個人情報を取得します。また、各種お問合せ、ご相談等に際し、通話の録音等により個人情報（「8. 特定個人情報等のお取扱い」の個人番号、および特定個人情報を除く）を取得することがあります。

3.個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報（個人番号および特定個人情報を除く。「8. 特定個人情報等のお取扱い」をご覧ください）を、以下の目的および下記「6. 個人データの共同利用」に掲げる目的（以下、「利用目的」という。）に必要な範囲を超えて利用しません。

利用目的は、お客さまにとって明確になるよう具体的に定め、以下のとおり当社のホームページ等に公表します。また、取得の場面に依りて利用目的を限定するよう努め、パンフレット・契約のしおり等に記載します。更に、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等に公表します。

- (1) 損害保険業務および付帯・関連するサービスの販売・案内・提供（保険契約の引受審査、維持・管理、損害査定業務、損害調査業務等）を行うため
- (2) 当社グループ会社・提携先企業会社・当社代理店の商品・サービス・イベントキャンペーン・セミナー等に関する情報の案内のため
- (3) 他の事業者から個人情報（個人データ）の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- (4) 市場調査およびデータ分析やアンケート等による保険商品や関連するサービス等の研究・開発のため
- (5) 当社社員の採用、当社代理店の新設および維持・管理のため
- (6) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求のため
- (7) お問合せ・依頼等への対応のため
- (8) その他お客さまとの取引を適切かつ円滑に履行するため

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げるときを除き、ご本人の同意を得るものとします。

4.個人データの第三者への提供および第三者からの取得

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データ（個人番号および特定個人情報を除く。「8. 特定

個人情報等のお取扱い」をご覧ください。）を提供しません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 当社の業務遂行上必要な範囲で、保険代理店、動物病院等の業務委託先に提供する場合
- (3) 当社のグループ会社および提携先企業との間で共同利用を行う場合（下記「6. 個人データの共同利用」をご覧ください。）
- (4) 損害保険会社等との間で共同利用を行う場合（下記「6. 個人データの共同利用」をご覧ください。）

当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項（いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等）について記録し、個人データを第三者から取得する場合には当該取得に関する事項（いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等）について確認・記録します。

5.個人データおよび特定個人情報等の取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データおよび特定個人情報等の取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データおよび特定個人情報等の取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、例えば次のような場合に、個人データおよび特定個人情報等の取扱いを委託します（(4) (5)については特定個人情報等を含みます。）。

- (1) 保険契約の募集に関わる業務
- (2) 損害調査に関わる業務
- (3) 情報システムの開発・保守・運用に関わる業務
- (4) 支払調書等の作成および提出に関わる業務
- (5) 個人番号関係事務に係る業務

6.個人データの共同利用

当社は当社のグループ会社および提携先企業との間で、その取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、個人データ（個人番号および特定個人情報を除く。「8. 特定個人情報等のお取扱い」をご覧ください。）を次の条件のもと、共同利用することがあります（現在、共同利用している提携先企業はございません。）。

- (1) 個人データの項目：住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容
- (2) 管理責任者：アイペット損害保険株式会社

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社などとの間で、個人データを共同利用します。

また、当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用などのために、損害保険会社との間で、損害保険代理店などの従業者にかかわる個人データを共同利用します。また、損害保険代理店への委託などのために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者などの情報にかかわる個人データを共同利用します。

詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ（<http://www.sonpo.or.jp>）をご覧ください。

7. センシティブ情報のお取扱い

当社は、要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報（本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第76条第1項各号もしくは施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、または本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。以下「センシティブ情報」という。）を次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- (1) 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (2) 相続手続きを伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (3) 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属または加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (4) 法令等に基づく場合
- (5) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- (6) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- (7) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

8. 特定個人情報等のお取扱い

番号法にて定められている個人番号、および特定個人情報は、同法で限定的に明記された目的以外のために取得・利用しません。番号法で限定的に明記された場合を除き、個人番号、および特定個人情報を第三者に提供しません。また、「6. 個人データの共同利用」の共同利用も行いません。

9. ご契約内容および保険金請求に関するご照会について

ご契約内容および保険金の支払内容に関するご照会については、下記「13. お問合せ窓口」までお申し出ください。ご照会者をご本人であることをご確認させていただいたうえで、対応します。

10. 個人情報保護法に基づく保有個人データおよび特定個人情報等に関する事項の通知、開示・訂正・利用停止等について

個人情報保護法に基づく保有個人データおよび特定個人情報等に関する事項の通知、開示、訂正、利用停止等に関するご請求については、下記「13. お問合せ窓口」までお申し出いただき、当社所定の請求書類等をご提出ください。ご請求者をご本人であることをご確認させていただくとともに、後日、原則として書面で回答します。利用目的の通知請求および開示請求については、当社所定の手数料をいただきます。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

11. 個人データおよび特定個人情報等の管理について

当社は、個人データおよび特定個人情報等の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人データおよび特定個人情報等の安全管理のために、取扱規程等の整備、アクセス管理、持

出し制限、外部からの不正アクセス防止のための措置、その他の安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要なとされる正確性および最新性の確保に努めています。

12. 匿名加工情報の取扱い

(1) 匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの。）を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと。
- ・法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること。
- ・作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること。
- ・作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと。

(2) 匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

13. お問合せ窓口

当社は、個人情報、特定個人情報および匿名加工情報の取扱いに関する苦情およびご相談に対し適切かつ迅速に対応します。

当社の個人情報、特定個人情報および匿名加工情報の取扱いならびに個人データおよび特定個人情報等の安全管理措置に関するご照会、ご相談は、下記までお問合せください。

また、当社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品、サービスのご案内について、ご希望されない場合は、下記のお問合せ先までお申し出ください。

【お問合せ先】

アイペット損害保険株式会社
コンタクトセンターお客さま総合ダイヤル
フリーコール：0800-919-1525
受付時間：月曜日～金曜日 10:00～18:00
(土曜・日曜・祝休日・年末年始についてはお休みさせていただきます。)

14. 認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報、個人番号、特定個人情報および匿名加工情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問合せ先>

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)
所在地：〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105
ワテラスアネックス7階
電話：03-3255-1470
受付時間：9:00～17:00 土日祝祭日および年末年始を除く
ホームページアドレス (<http://www.sonpo.or.jp>)

反社会的勢力への対応に関する基本方針

私たちは、損害保険業に対する公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するため、以下に基づき、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等との関係遮断に向けて断固たる対応を行います。

1. 組織体としての対応

当社は、本方針に基づき社内規程を設け、担当者や担当部門だけに任せることなく、取締役社長等の経営トップ以下、組織全体として反社会的勢力等に対応します。

2. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力等に対して毅然とした姿勢で臨み、不当要求等を断固拒否するとともに、取引関係（提携先を通じた取引を含む。）を含めて一切の関係を遮断することにより、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保します。

3. 裏取引や資金提供等の禁止

反社会的勢力等による不当要求等が、事業活動上の不祥事や役員等の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽するための裏取引を絶対に行いません。また、反社会的勢力等への資金提供は絶対に行いません。

4. 外部専門機関との連携

反社会的勢力等による不当要求等に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携を図ります。

5. 不当要求等における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力等による不当要求等がなされた場合には、積極的に外部専門機関に相談し、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、刑事事件化を躊躇しません。

利益相反管理に関する基本方針

私たちは、以下の方針に基づき、当社の行う取引に伴い、お客さまの利益を不当に害することのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理し、適切に業務を行います。

1. 対象取引およびその特定方法

当社は、本方針に基づく管理の対象となる取引やその特定方法などを以下のとおり定め、利益相反のおそれのある取引を適切に管理します。

(1) 対象取引

当社は、当社が行う取引のうち、「お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引」を「利益相反のおそれのある取引」として管理します。

また、「お客さま」とは、当社と取引関係のある、または取引を行おうとする、もしくは過去に取引関係があり当社に対して法律上の権利を有しているお客さまをいいます。

(2) 対象取引の類型

当社は、対象取引を以下のとおり類型化し、管理を行います。

①お客さまの利益と当社の利益が相反するおそれのある取引

②お客さまの利益と当社のお客さまの利益が相反するおそれのある取引

③当社が保有するお客さまに関する非公開情報をお客さまの同意なく利用し、当社または当社の他のお客さまが利益を得る取引（個人情報保護法または当社に適用されるその他の法令等、および当社のプライバシーポリシーの規定に基づく、あらかじめ特定された利用目的に係る取引を除きます。）

④上記①から③のほか、当社のお客さまの保護等の観点から、特に管理を必要とする取引またはその他の行為

(3) 対象取引の特定方法

当社は、以下に掲げる状況を総合的に勘案し、

個別の取引ごとに対象取引に該当するか否かを特定します。

①お客さまが、自己の利益が優先されることを合理的に期待するおそれのある場合

②お客さまの利益を不当に害することにより、当社が経済的利益を得る、または経済的損失を回避するおそれのある場合

③お客さまの利益以上に当社の他のお客さまの利益を優先する経済的またはその他の要因がある場合

2. 対象取引の管理方法

当社は、以下に掲げる方法またはその他の方法による措置を選択し、または組み合わせることにより、適切に対象取引を管理します。

(1) 対象取引を行う部門と当該取引に係るお客さまとの他の取引を行う部門とを分離する方法

(2) 対象取引または当該取引に係るお客さまとの他の取引の条件または方法を変更する方法

(3) 対象取引または当該取引に係るお客さまとの他の取引を中止する方法

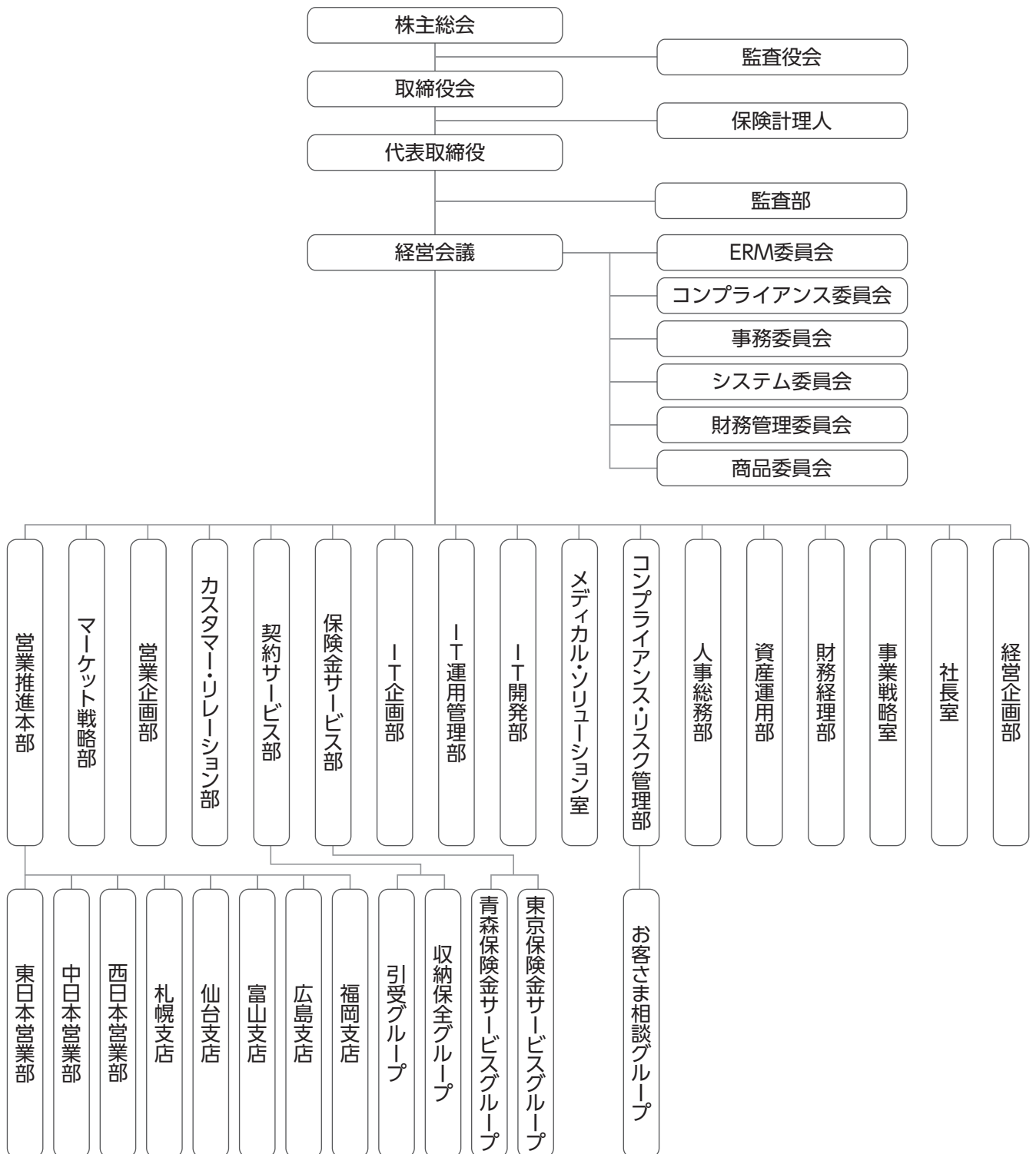
(4) 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのあることにつき、お客さまに適切に開示する方法

3. 利益相反管理体制

当社は、利益相反管理の遂行のため、利益相反管理部門、利益相反管理責任者を定め、利益相反に関わる情報の収集を行うことにより、対象取引を一元的に管理します。

また、利益相反管理部門は、対象取引の適切な管理を行うため、全役職員に対する必要な研修・教育を行い、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、適切な業務の確保に努めます。

(2017年7月1日現在)



役員等の状況

(2017年7月1日現在)

氏名	役職名	担当
山村 鉄平	代表取締役 社長執行役員	総括 監査部
田中 聡	取締役 常務執行役員	営業推進本部 カスタマー・リレーション部 営業企画部
工藤 雄太	取締役 常務執行役員 (財務経理部長)	人事総務部 財務経理部 資産運用部 IT開発部 IT企画部 IT運用管理部
青山 正明	取締役 常務執行役員	社長室 経営企画部 メディカル・ソリューション室 マーケット戦略部 事業戦略室
有岡 正裕	取締役	総括補佐 保険金サービス部 契約サービス部 コンプライアンス・リスク管理部
上野 征夫	取締役	—
比護 正史	取締役	—
萩野 研介	執行役員 (事業戦略室長)	—
鋤柄 雄一	執行役員 (IT開発部長)	—
前田 兄太	執行役員 (保険金サービス部長)	—
河村 陽介	執行役員 (営業企画部長)	—
雨宮 士朗	執行役員 (コンプライアンス・リスク管理部長)	—
星田 繁和	常勤監査役	—
野崎 晃	監査役	—
島田 容男	監査役	—

(注) 1. 取締役比護正史氏は、社外取締役であります。
2. 監査役星田繁和氏、野崎晃氏および島田容男氏は、社外監査役であります。

株主・株式の状況(上位10名の株主)

(2017年3月31日現在)

株主の氏名または名称	当社への出資状況	
	持株数等 (単位:千株)	持株比率
株式会社ドリームインキュベータ	普通株式 3,034	64.6%
みずほ証券プリンシパルインベストメント株式会社	普通株式 466	9.9%
双日株式会社	普通株式 234	4.9%
株式会社フォーカス	普通株式 234	4.9%
YCP Holdings Limited	普通株式 234	4.9%
株式会社ソウ・ツー	普通株式 210	4.4%
アイペット損害保険従業員持株会	普通株式 55	1.1%
明治キャピタル9号投資事業組合	普通株式 32	0.7%
業務執行組員安田企業投資株式会社	普通株式 25	0.5%
山村鉄平	普通株式 25	0.5%
田中 聡	普通株式 25	0.5%
工藤雄太	普通株式 25	0.5%
山内宏隆	普通株式 25	0.5%

(注) 持株数等の千株未満は切捨て。

会計監査人の状況

氏名または名称

新日本有限責任監査法人

従業員の状況

(2017年7月1日現在)

従業員数	平均年齢	男女比率
329名	33.4歳	男 45.0% : 女 55.0%

※従業員数は、就業人員（直接雇用のフルタイム労働者）を集計しております。

採用方針

当社は、経営理念である「ペットとの共生環境の向上とペット産業の健全な発展を促し、潤いのある豊かな社会を創る。」の実現に向けて、積極的に採用活動および人材育成を行っています。「目標に対する強烈的な達成意欲をもち、自分が成長することで会社を成長させると強く思える人」を採用し、若手人材を積極的に登用することで、早くから事業や組織をリードするポジションで活躍できる環境を提供しています。

人材育成

当社では、人材こそが企業価値の源泉であり、人材育成は企業の持続的成長に欠かすことができないテーマだと考えています。目標実現に向け、自ら課題を発見し、解決に向けた施策を実行できる人材への支援を私たちは惜しみません。そのために、画一的なキャリアパスにあてはめるのではなく、各人の志向性に合わせてキャリアパスを設計、支援できるようにしています。具体的な取り組みについては、OJT・Off-JT、チューター・メンター制度、ジョブ・ローテーションが挙げられます。

- OJT・Off-JT
Off-JTは、入社時研修やコンプライアンス研修、e-learningを活用した学習プログラムを利用し、一企業

として、また損害保険会社として必要な知識を習得するものや、個人の能力開発のために必要な研修を社員の要望に応じて適宜実施しています。OJTについては、Off-JTでは対応することができない、実務的で専門性の高い研修を所属部署ごとで実施しています。

- チューター・メンター制度
主に新入社員を対象として、業務やキャリアについて支援を行っています。自ら働きかけ、自己実現を果たすための相談には時間を惜しまず支援する体制を整えています。
- ジョブ・ローテーション
長期的なキャリア形成の実現を支援するための制度です。配属は個々のキャリア志向と適性を考慮したうえで決定しますが、志向性も変われば目標も変わるということは十分起こりえることです。そのため、時間の経過とともに個々のキャリア志向に合わせ、社員とアイペットの双方にとって最適なローテーションプランを考え、実施しています。

福利厚生

当社では、従業員が、長く安心して働ける環境を提供するために、法律で定められている健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険等の他、様々な福利厚生制度を設けています。具体的には、長期的な財産形成支援を目的とした従業員持株会の運営や確定給付型企業年金基金を利用した退職金制度を設けています。

保険会社の主要な業務に関する事項

直近の事業年度における事業概況

事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、海外経済の成長の下での輸出の持ち直し、好調な企業収益などに支えられた設備投資の緩やかな増加、雇用・所得水準の着実な改善を背景とした個人消費の底堅い推移などにより回復基調を継続しております。

ペット業界においては、矢野経済研究所が平成29年3月に発表した「ペットビジネスマーケティング総覧2017年版」によると、平成27年度ペット関連総市場規模は小売金額ベースで前年度比1.5%増の1兆4,720億円で推移し、平成28年度は前年度比1.1%増の1兆4,889億円と予想されております。今後も、人口減少や少子高齢化の進行により飼育頭数の大幅な増加は見込みにくいものの、高付加価値製品・サービスの拡大が進むことで、ペット関連総市場は横這いから微増にて推移していくものと予測されております。

このような経営環境のもと、当社は持続的成長に向け、「お客さま主義の徹底」と「収益拡大」を2本柱に掲げた平成29年度から始まる中期経営計画（3ヶ年）を策定いたしました。

「お客さま主義の徹底」の一環として平成29年1月にお客さまと直接接点のある部署として、保険金サービス部、契約サービス部およびカスタマー・リレーション部を機能毎に独立・新設いたしました。並行して、これらの部署を中心に積極的な人材採用・育成も行い、お客さまとの一層のコミュニケーション強化を図り、お客さまの利便性向上を推進いたしました。

また、当社は「ペットとの共生環境の向上とペット産業の健全な発展を促し、潤いのある豊かな社会を創る。」を経営理念としておりますが、平成28年12月に「お客さま主義」に重きを置いた共通の価値観として、行動指針、行動規範および倫理規範を制定するとともに、経営層による従業員との対話集会を実施し、役職員における理念浸透を強く推進いたしました。

商品・サービスにつきましては、これまで当社では、犬・猫専用の各種ペット保険を販売してまいりましたが、かねてよりご要望の声が大きかった「鳥・うさぎ・フェレット」の3種類を対象とした「うちの子キュート」の開発を行いました。新たに商品ラインナップに加えることで、お客さま・取扱代理店・対応動物病院との更なる関係深耕を図ってまいります。また、当社のブランド力、ペット保険の認知度向上に向け、オウンドメディア等のリニューアルならびにお客さま参加型イベントの開催等を積極的に行いました。さらに、CSV活動の一環として動物愛護精神の普及・啓蒙活動への支援を行うなど、ペットとの共生を可能とする社会基盤の構築を目指す活動を継続して行ってまいりました。

営業活動につきましては、前事業年度に引き続き、当社の主要販売チャネルであるペットショップ代理店を中心とした販路拡大に注力するとともに、既存代理店との更なる関係深耕を図る一方、ダイレクトチャネルにおける契約獲得の強化、契約継続率の向上施策、広報機能の整備に積極的に取り組んでまいりました。また、新規の取組みとして、カスタマー・リレーション部にテレマーケティングチャネルを担う機能を整備し、運営を開始いたしました。このような営業活動により、当事業年度末の保有契約数は300,203件（前事業年度より50,873件増加）と、順調に増加しております。また、株式会社カクコムが発表した「価格.com保険アワード2017ペット保険の部」において、当社の主力商品である「うちの子ライト」が申込数の多い保険商品として3年連続第1位を受賞しております。

以上の施策を行った結果、当事業年度における業績は以下のとおりとなりました。

保険引受収益10,067百万円、資産運用収益4百万円等を合計した経常収益は、10,071百万円（前事業年度比23.9%増）となりました。一方、保険引受費用5,851百万円、営業費及び一般管理費3,921百万円、その他経常費用0百万円を合計した経常費用は9,773百万円（前事業年度比25.0%増）となり、その結果、経常利益は297百万円（前事業年度比3.2%減）、当期純利益は196百万円（前事業年度比85.4%増）となりました。

対処すべき課題

当社では、以下の項目を保険会社として対処すべき重要な課題として考えております。

① お客さまの利便性向上

当社はお客さまの利便性向上のため、コンタクトセンターの拡充、お客さま専用マイページの機能拡大、対応動物病院の拡大、クラブアイペット（当社加盟店によるお客さま向けのお得な優待・情報サービス）のコンテンツ拡充などを実施してまいります。他にも多彩なサービスをご提供し、お客さまと、そのご家族にペットとの幸せな生活をお過ごしいただくためのアイデアと楽しみをご提供し続けます。

② 保険会社としての保険引受態勢の強化

損害保険会社は、高い社会性・公共性を有しており、経営の健全性・安定性が強く求められております。当社は、それらを確認すべく、保険募集の適切性を確保するための保険募集管理態勢の強化、適切な保険金等の支払いや請求勧奨の実施等のお客さま目線にたった保険金支払管理態勢の強化、当社に届けられるお客さまの声の業務改善やサービス向上への活用、システム障害や事務ミスに繋がるシステムリスクへの対応、反社会的勢力との関係遮断に対する取り組み強化、保険業法をはじめとする関連法令遵守態勢の強化等に全社で取り組み、保険引受態勢を強化してまいります。

③ ERM経営の基盤整備

当社は、リスク・リターン・資本のバランスを勘案したERM経営に向けた基盤整備を進め、リスク選好の枠組みおよびORSAプロセスを活用したERMサイクルの構築による経営管理を行うことで、リスク管理プロセスの着実な実行（PDCAサイクルを有効に機能）等、リスク管理態勢を整備し、より強固な財務基盤を確保する態勢を構築してまいります。

主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

項目	年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
正味収入保険料 (対前期増減率)		4,284 (+30.6%)	5,100 (+19.0%)	6,363 (+24.8%)	8,126 (+27.7%)	10,067 (+23.9%)
経常収益		4,287	5,102	6,364	8,128	10,071
保険引受利益		296	372	502	297	293
経常利益又は経常損失		391	443	△1,460	307	297
当期純利益又は当期純損失		305	344	△1,249	106	196
資本金の額 (発行済株式総数)		3,064 (2,426,044株)	3,064 (2,426,044株)	3,064 (2,426,044株)	3,314 (4,696,267株)	3,314 (4,696,267株)
純資産額		2,973	3,318	2,069	2,674	2,886
総資産額		5,157	6,105	5,278	6,978	8,179
特別勘定又は積立勘定として 経理された資産額		－	－	－	－	－
責任準備金残高		1,703	2,130	2,450	3,169	3,969
貸付金残高		－	－	－	－	8
有価証券残高		－	－	－	13	683
単体ソルベンシー・マージン比率		255.9%	276.4%	330.3%	379.2%	315.6%
配当性向		－	－	－	－	－
従業員数		136人	148人	198人	235人	307人

(注) 1 従業員数は、事業年度末時点の正社員と契約社員（パートは除く）の数を集計しております。

2 未経過保険料の算定方法は、従来、純保険料を基礎とした1/24法（月央基準）によっておりましたが、顧客保護の観点から、より保守的に責任準備金を積み立てるため、平成27年度において営業保険料を基礎とした1/12法（月末基準）に変更しております。従来の方法により算定した場合、平成28年3月31日のリスク合計額は2,200百万円、ソルベンシー・マージン比率は337.0%であります。

主要な業務の状況を示す指標等

元受正味保険料

(単位：百万円)

種目	年度	平成27年度			平成28年度		
		構成比	増収率	構成比	増収率		
火災	災	－	－	－	－	－	
海上	上	－	－	－	－	－	
自動車	害	－	－	－	－	－	
自動車損害賠償責任	車	－	－	－	－	－	
その他	他	8,126	100.0%	27.7%	10,067	100.0%	23.9%
合計	計	8,126	100.0%	27.7%	10,067	100.0%	23.9%

(注) 元受正味保険料とは、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものであります。

正味収入保険料

(単位：百万円)

種目	年度	平成27年度			平成28年度		
			構成比	増収率		構成比	増収率
火災	災	-	-	-	-	-	-
海上	上	-	-	-	-	-	-
傷害	害	-	-	-	-	-	-
自動車	車	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-
その他		8,126	100.0%	27.7%	10,067	100.0%	23.9%
合計		8,126	100.0%	27.7%	10,067	100.0%	23.9%

(注) 正味収入保険料とは、元受及び受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものであります。

受再正味保険料の額及び支払再保険料の額・・・該当事項はありません。

解約返戻金

(単位：百万円)

種目	年度	平成27年度	平成28年度
火災	災	-	-
海上	上	-	-
傷害	害	-	-
自動車	車	-	-
自動車損害賠償責任		-	-
その他		35	46
合計		35	46

(注) 解約返戻金とは、元受解約返戻金であります。

保険引受利益

(単位：百万円)

種目	年度	平成27年度	平成28年度
火災	災	-	-
海上	上	-	-
傷害	害	-	-
自動車	車	-	-
自動車損害賠償責任		-	-
その他		297	293
合計		297	293

(単位：百万円)

種目	年度	平成27年度	平成28年度
保険引受収益		8,126	10,067
保険引受費用		4,638	5,851
営業費及び一般管理費		3,190	3,921
その他収支		-	-
保険引受利益		297	293

- (注) 1 上記の営業費及び一般管理費は、損益計算書記載における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額であります。
 2 その他収支は、自動車損害賠償責任保険等における法人税相当額などであります。
 3 保険引受利益=保険引受収益-保険引受費用-保険引受に係る営業費及び一般管理費±その他収支

元受正味保険金

(単位：百万円)

種目	年度	平成27年度		平成28年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災	災	—	—	—	—
海上	上	—	—	—	—
傷害	害	—	—	—	—
自動車	車	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	責任	—	—	—	—
その他	他	2,816	—	3,628	—
合計	計	2,816	—	3,628	—

(注) 元受正味保険金とは、元受契約に係る支払保険金から元受契約に係る求償等による回収金を控除したものであります。

正味支払保険金

(単位：百万円)

種目	年度	平成27年度			平成28年度		
		金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率
火災	災	—	—	—	—	—	—
海上	上	—	—	—	—	—	—
傷害	害	—	—	—	—	—	—
自動車	車	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	責任	—	—	—	—	—	—
その他	他	2,816	100.0%	37.1%	3,628	100.0%	28.8%
合計	計	2,816	100.0%	37.1%	3,628	100.0%	28.8%

(注) 正味支払保険金とは、元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものであります。

受再正味保険金及び回収再保険金の額・・・該当事項はありません。

正味損害率、正味事業費率及びその合算率

種目	年度	平成27年度			平成28年度		
		正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災	災	—	—	—	—	—	—
海上	上	—	—	—	—	—	—
傷害	害	—	—	—	—	—	—
自動車	車	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	責任	—	—	—	—	—	—
その他	他	36.7%	49.5%	86.2%	38.8%	48.7%	87.5%
合計	計	36.7%	49.5%	86.2%	38.8%	48.7%	87.5%

- (注) 1 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料
 2 正味事業費率 = (諸手数料 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料
 3 合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

種目	年度	平成27年度			平成28年度		
		発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災	災	-	-	-	-	-	-
海上	上	-	-	-	-	-	-
傷害	害	-	-	-	-	-	-
自動車	車	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-
その他	他	44.0%	57.2%	101.2%	42.2%	50.9%	93.1%
合計	計	44.0%	57.2%	101.2%	42.2%	50.9%	93.1%

- (注) 1 自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
 2 発生損害率 = (出再控除前の発生損害額 + 損害調査費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 3 事業費 = (支払諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 4 合算率 = 発生損害率 + 事業費率
 5 出再控除前の発生損害額 = 支払保険金 + 出再控除前の支払備金積増額
 6 出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額
 7 第三分野保険については、取扱いがないため内訳の記載を省略しております。
 8 未経過保険料の算定方法は、従来、純保険料を基礎とした1/24法(月央基準)によっておりましたが、顧客保護の観点から、より保守的に責任準備金を積み立てるため、平成27年度において営業保険料を基礎とした1/12法(月末基準)に変更しております。従来の方により算定した場合、平成27年度の発生損害率は39.1%、事業費率は50.9%、合算率は90.0%となります。

国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分	平成27年度	平成28年度
国内契約	100.0%	100.0%
海外契約	-	-

(注) 収入保険料(元受正味保険料)について国内契約及び海外契約の割合を記載しております。

出再を行った再保険者の数・・・該当事項はありません。

出再保険料の上位5社の割合・・・該当事項はありません。

出再保険料の格付ごとの割合・・・該当事項はありません。

未収再保険金の額・・・該当事項はありません。

契約者配当金の額・・・該当事項はありません。

支払備金

(単位：百万円)

種目	年度	平成27年度	平成28年度
火災	災	-	-
海上	上	-	-
傷害	害	-	-
自動車	車	-	-
自動車損害賠償責任		-	-
その他	他	470	632
合計	計	470	632

責任準備金

(単位：百万円)

種目	年度	平成27年度		平成28年度	
火災	災	-	-	-	-
海上	上	-	-	-	-
傷害	害	-	-	-	-
自動車	車	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	責任	-	-	-	-
その他	他	3,169		3,969	
合計	計	3,169		3,969	

責任準備金積立水準

当社が取り扱う保険契約は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約に該当するため、積立方式及び積立率の記載はしていません。

引当金明細表

平成27年度

(単位：百万円)

区分	平成26年度末	平成27年度	平成27年度減少額		平成27年度末
	残高	増加額	目的使用	その他	残高
貸倒引当金	一般貸倒引当金	-	-	-	-
	個別貸倒引当金	20	0	6	10
	特定海外債権引当勘定	-	-	-	-
	計	20	0	6	10
退職給付引当金	-	-	-	-	-
賞与引当金	100	144	97	2	144
役員賞与引当金	50	10	38	11	10
価格変動準備金	-	0	-	-	0

平成28年度

(単位：百万円)

区分	平成27年度末	平成28年度	平成28年度減少額		平成28年度末
	残高	増加額	目的使用	その他	残高
貸倒引当金	一般貸倒引当金	-	-	-	-
	個別貸倒引当金	5	-	-	-
	特定海外債権引当勘定	-	-	-	-
	計	5	-	-	-
退職給付引当金	-	-	-	-	-
賞与引当金	144	174	124	19	174
役員賞与引当金	10	16	8	1	16
価格変動準備金	0	0	-	-	1

貸付金償却の額・・・該当事項はありません。

資本金等明細表

純資産の変動については、P.58の「株主資本等変動計算書」をご参照ください。

損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の額の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。	
計算方法	<p>○増加する発生損害額 = 既経過保険料 × 1%</p> <p>○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。</p> <p>○増加する異常危険準備金取崩額 = 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額 - 決算時取崩額</p> <p>○経常利益の減少額 = 増加する発生損害額 - 増加する異常危険準備金取崩額</p>	
経常利益の減少額	平成27年度	70百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額 - 百万円
	平成28年度	96百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額 - 百万円

事業費

(単位：百万円)

区分	年度	平成27年度	平成28年度
人件費		1,473	1,720
物件費		1,815	2,391
税金		69	86
拠出金		-	-
負担金		0	0
諸手数料及び集金費		829	984
合計		4,189	5,183

(注) 1 金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計額であります。

2 拠出金は、火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金であります。

3 負担金は、保険業法第265条の33の規定に基づく保険契約者保護機構負担金であります。

資産運用の概況

(単位：百万円)

区分	年度	平成27年度		平成28年度	
			構成比		構成比
預貯金		5,258	75.3%	5,113	62.5%
コーポレート		-	-	-	-
買現先勘定		-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金		-	-	-	-
買入金銭債権		-	-	-	-
商品有価証券		-	-	-	-
金銭の信託		-	-	-	-
有価証券		13	0.2%	683	8.4%
貸付金		-	-	8	0.1%
土地・建物		28	0.4%	60	0.7%
運用資産計		5,299	75.9%	5,866	71.7%
総資産		6,978	100.0%	8,179	100.0%

利息配当収入の額及び運用利回り（インカム利回り）

(単位：百万円)

区分	年度	平成27年度		平成28年度	
			利回り		利回り
預貯金		1	0.03%	0	0.01%
コーポレート		-	-	-	-
買現先勘定		-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金		-	-	-	-
買入金銭債権		-	-	-	-
商品有価証券		-	-	-	-
金銭の信託		-	-	-	-
有価証券		0	0.72%	3	1.57%
貸付金		-	-	0	0.72%
土地・建物		-	-	-	-
小計		1	0.04%	3	0.07%
その他		-	-	-	-
合計		1	-	3	-

- (注) 1 利回りは、収入金額÷平均運用額で算出しております。
 2 収入金額は、損益計算書における「利息及び配当金収入」の金額であります。
 3 平均運用額は各月残高の平均に基づいて算出しております。

海外投融資残高及び構成比・・・・・・・・該当事項はありません。

海外投融資利回り・・・・・・・・該当事項はありません。

商品有価証券の平均残高及び売買高・・・・・・・・該当事項はありません。

保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

(単位：百万円)

区分	年度	平成27年度		平成28年度	
			構成比		構成比
国	債	-	-	-	-
地 方	債	-	-	-	-
社	債	-	-	-	-
株	式	11	87.7%	-	-
外 国 証 券		-	-	100	14.6%
そ の 他 の 証 券		1	12.3%	583	85.4%
合 計		13	100.0%	683	100.0%

保有有価証券利回り

区分	年度	平成27年度	平成28年度
公 社 債		-	-
株 式		0.70%	2.08%
外 国 証 券		-	1.00%
そ の 他 の 証 券		0.00%	2.39%
合 計		0.70%	1.57%

有価証券の種類別の残存期間別残高

平成27年度

(単位：百万円)

区分	期間	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	7年超10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合計
公 社 債		-	-	-	-	-	-
株 式		-	-	-	-	11	11
外 国 証 券		-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 証 券		-	-	-	-	1	1
合 計		-	-	-	-	13	13

平成28年度

(単位：百万円)

区分	期間	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	7年超10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合計
公 社 債		-	-	-	-	-	-
株 式		-	-	-	-	-	-
外 国 証 券		-	-	-	-	100	100
そ の 他 の 証 券		-	-	-	-	583	583
合 計		-	-	-	-	683	683

業種別保有株式の額

区分	年度	平成27年度			平成28年度		
		株数(千株)	金額 (百万円)	構成比 (%)	株数(千株)	金額 (百万円)	構成比 (%)
金融保険業		35	11	100.0%	-	-	-
合計		35	11	100.0%	-	-	-

貸付金の残存期間別の残高

平成27年度

該当事項はありません。

平成28年度

(単位：百万円)

区分	期間	1年以下	1年超3年 以下	3年超5年 以下	7年超10年 以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
		国内企業向け	固定金利	-	-	-	-
	変動金利	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-
その他	固定金利	3	4	-	-	-	8
	変動金利	-	-	-	-	-	-
	計	3	4	-	-	-	8
合計	固定金利	3	4	-	-	-	8
	変動金利	-	-	-	-	-	-
	計	3	4	-	-	-	8

担保別貸付金残高及び構成比

区分	年度	平成27年度		平成28年度	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
その他		-	-	8	100.0
一般貸付計		-	-	8	100.0
約款貸付		-	-	-	-
合計		-	-	8	100.0

使途別の貸付金残高及び構成比

区分	年度	平成27年度		平成28年度	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
設備資金		-	-	-	-
運転資金		-	-	8	100.0
合計		-	-	8	100.0

業種別の貸付金残高及び貸付残高の合計に対する割合

区分	年度	平成27年度		平成28年度	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
その他 (うち個人住宅・ 消費者ローン)		-	-	8 (-)	100.0 (-)
一般貸付計		-	-	8	100.0
約款貸付		-	-	-	-
合計		-	-	8	100.0

規模別の貸付金残高及び貸付残高の合計に対する割合

区分	年度	平成27年度		平成28年度	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
首都圏		-	-	6	18.1
近畿圏		-	-	-	-
上記以外の地域		-	-	1	81.9
合計		-	-	8	100.0

有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位：百万円)

区分	年度	平成27年度	平成28年度
		土地	-
営業用	-	-	
賃貸用	-	-	
建物	28	28	
営業用	28	28	
賃貸用	-	-	
土地・建物計	28	28	
営業用	28	28	
賃貸用	-	-	
建設仮勘定	-	-	
営業用	-	-	
賃貸用	-	-	
合計	28	28	
営業用	28	28	
賃貸用	-	-	
リース資産	2	6	
その他の有形固定資産	37	74	
有形固定資産合計	68	109	

特別勘定資産・同残高・同運用収支・・・・・・該当事項はありません。

責任準備金の残高内訳

(単位：百万円)

種目	年度	平成27年度					平成28年度					
		普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等
火災		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		2,135	1,034	-	-	-	3,169	2,612	1,356	-	-	-
合計		2,135	1,034	-	-	-	3,169	2,612	1,356	-	-	-

期首時点支払備金（見積額）の
当期末状況（ラン・オフ・リザルト）

(単位：百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る当期支払保険金	前期以前発生事故に係る当期末支払備金	当期把握見積り差額
平成24年度	150	195	2	△46
平成25年度	191	260	3	△72
平成26年度	268	346	6	△84
平成27年度	366	446	12	△93
平成28年度	470	579	18	△127

- (注) 1 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
 2 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
 3 当期把握見積り差額=期首支払備金- (前期以前発生事故に係る当期支払保険金+前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

事故発生からの期間経過に伴う
最終損害見積り額の推移表

自動車保険・・・該当事項はありません。

傷害保険・・・該当事項はありません。

賠償責任保険・・・該当事項はありません。

直近の2事業年度における財産の状況

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	年度	平成27年度	平成28年度
		(平成28年3月31日現在) 金額	(平成29年3月31日現在) 金額
(資産の部)			
現金及び預貯金		5,258	5,113
現金		0	0
預貯金		5,258	5,113
有価証券		13	683
株式		11	—
外国証券		—	100
その他の証券		1	583
貸付金		—	8
一般貸付		—	8
有形固定資産		68	109
建物		28	28
リース資産		2	6
その他の有形固定資産		37	74
無形固定資産		63	415
ソフトウェア		59	54
ソフトウェア仮勘定		3	360
その他の無形固定資産		0	0
その他資産		1,304	1,576
未収保険料		462	576
未収金		526	622
未収収益		0	2
預託金		120	185
仮払金		128	147
その他の資産		66	42
繰延税金資産		275	278
貸倒引当金		△5	△5
資産の部合計		6,978	8,179
(負債の部)			
保険契約準備金		3,640	4,601
支払備金		470	632
責任準備金		3,169	3,969
その他負債		509	500
未払法人税等		32	129
預り金		2	11
未払金		471	351
仮受金		0	1
リース債務		2	6
賞与引当金		144	174
役員賞与引当金		10	16
特別法上の準備金		0	1
価格変動準備金		0	1
負債の部合計		4,304	5,293
(純資産の部)			
株主資本			
資本金		3,314	3,314
資本剰余金			
資本準備金		3,028	3,028
資本剰余金合計		3,028	3,028
利益剰余金			
その他利益剰余金		△3,666	△3,470
繰越利益剰余金		△3,666	△3,470
利益剰余金合計		△3,666	△3,470
株主資本合計		2,676	2,872
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		△2	13
評価・換算差額等合計		△2	13
純資産の部合計		2,674	2,886
負債及び純資産の部合計		6,978	8,179

(貸借対照表の注記) (平成28年度)

1. 会計方針に関する事項は次のとおりであります。
 - (1) その他有価証券の評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。
 なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。
 - (2) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法によっております。
 また、リース資産の減価償却は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産のリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
 - (3) 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - (4) 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、内部管理規程に基づき、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (5) 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。
 - (6) 役員賞与引当金は、役員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。
 - (7) 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
 - (8) 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。
 なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。
2. 会計方針の変更等に関する事項は次のとおりであります。
 法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。
 この結果、当事業年度の経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ2百万円増加しております。

3. 金融商品の状況および金融商品の時価等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、損害保険業を営んでおり、お客さまから保険料として収受した資金等を運用資金としております。そのため、資産の安全性および流動性に留意し、財務の健全性を維持したうえで安定的な収益確保を目指した資産運用を行っております。当年度は短期の預金を中心に、投資信託等を運用対象とし、市場リスク、信用リスク等の資産運用に関するリスクを取得しておりますが、当社の資産運用リスク管理方針に従ってリスク管理を行っております。

②金融商品の内容およびそのリスク

当社が保有する金融商品は主に預貯金、有価証券、保険料の未収債権であり、以下のリスクに晒されております。

預貯金は、主として普通預金および定期預金であり、預入先の信用リスクに晒されております。また、預貯金の一部はデリバティブ内包型預金であり、満期日において元本金額が全額支払われる安全性の高い金融商品ではありますが、当該契約は金利の変動リスクを内包しております。

有価証券は、主として投資信託であり、発行体の信用リスク、金利・株価・為替等の相場変動による市場リスク、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る流動性リスクに晒されております。

未収保険料及び未収金は、顧客および収納代行会社等の信用リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理態勢

当社は、リスク管理に関する基本方針およびリスクの定義や管理手法を規定した資産運用リスクに関する規程を取締役会で定め、これらの方針・規程に基づくリスク管理体制の下、取締役会が定めた投資方針に従い、財務管理委員会において協議し、資産運用部門が取引を執行しております。また、財務経理部門が事務管理を行うなど、取引部門と管理部門を明確に分離するとともに、組織横断的なリスク管理のため、関係役職員から構成される財務管理委員会が定期的に資産運用状況のモニタリングを行うことで、相互牽制が機能する態勢を整えております。上記に加え、個別に以下のリスク管理を行っております。

ア. 信用リスク

預貯金、有価証券については、資産運用リスク管理規程に基づきリスク・リミットを設け、預入先を格付の高い金融機関や発行体に限定するとともに、特定与信先への集中を避けることによりリスクをコントロールしております。

未収保険料および未収金については、資産の自己査定および償却・引当規程等に基づき、期日管理および残高管理を行うことによりリスクをコントロールしております。

イ. 市場リスク

有価証券の市場リスクについては、各資産のリスク量が取締役会において定めたリスク・リミットを超えていないことを定期的に検証し、適切にリスクをコントロールしております。また、預貯金の一部であるデリバティブ内包型預金の金利の変動リスクについては、定期的に時価を把握する体制をとっております。

ウ. 流動性リスク

流動性リスクについては、最低限維持すべき資金を確保するとともに、流動性の高い資産の保有状況、キャッシュフローの状況、個別金融商品の状況等を把握することにより、適切にリスクをコントロールしております。また、資金繰りの状況に応じた「平常時」・「懸念時」・「危機時」の区分、および区分に応じた対応を定め、資金繰りに影響を与える緊急事態が発生した際に、迅速な対応を行うことができる態勢を構築しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預貯金	5,113	5,105	△8
②有価証券	683	683	-
③未収保険料	576	576	-
④未収金	622	622	-
資産計	6,996	6,988	△8

(注) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

①預貯金

短期間で決済される預貯金の時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。一部の預貯金はデリバティブ内包型預金であり、時価の算定は取引金融機関から提示された

価格によっております。

②有価証券

時価については、取引所の価格によっております。また、投資信託については、資産運用会社から提示される基準価格によっております。

③未収保険料

未収保険料は、すべて短期間で決済されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

④未収金

未収金は、すべて短期間に決済されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預貯金	5,013	-	-	100
未収保険料	576	-	-	-
未収金	622	-	-	-
合計	6,212	-	-	100

- 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権は該当がありません。
- 有形固定資産の減価償却累計額は119百万円であります。
- 関係会社に対する金銭債権債務はありません。
- 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	1百万円
事業税	8百万円
普通責任準備金	73百万円
異常危険準備金	379百万円
賞与引当金	49百万円
減価償却費	0百万円
その他	57百万円
繰越欠損金	164百万円
繰延税金資産小計	736百万円
評価性引当額	△452百万円
繰延税金資産合計	283百万円

繰延税金負債

其他有価証券評価差額金	△5百万円
繰延税金負債合計	△5百万円
繰延税金資産の純額	278百万円

8. 当事業年度の末日における支払備金および責任準備金の内訳は次のとおりであります。

(1) 支払備金の内訳

支払備金（出再支払備金控除前、 （ロ）に掲げる保険を除く）	632百万円
同上にかかる出再支払備金	－百万円
差引（イ）	632百万円
地震保険および自動車損害賠償 責任保険にかかる支払備金（ロ）	－百万円
計（イ＋ロ）	632百万円

(2) 責任準備金の内訳

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	2,612百万円
同上にかかる出再責任準備金	－百万円
差引（イ）	2,612百万円
その他の責任準備金（ロ）	1,356百万円
計（イ＋ロ）	3,969百万円

9. 1株当たりの純資産額の内訳は次のとおりであります。

1株当たりの純資産額 （算定上の基礎）	614円62銭
純資産の部の合計額	2,886百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	－百万円
普通株式等に係る期末の純資産額	2,886百万円
普通株式等の期末発行済株式数	4,696,267株

10. ストック・オプションに関する事項は次のとおりであります。

(1) ストック・オプションに係る費用計上額および科目名

当社はストック・オプション付与時点においては未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

(2) ストック・オプションの内容

	平成20年ストック・オプション 第8回新株予約権（い）	平成20年ストック・オプション 第8回新株予約権（ろ）
付与対象者の区分 及び人数（注）1	当社従業員 41名	当社取締役 2名 当社従業員 15名
株式の種類別の ストック・オプションの 数（注）2	普通株式 19,700株	普通株式 7,500株
付与日	平成20年3月28日	平成21年1月30日
権利確定条件	権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。	権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	平成22年3月28日から 平成30年2月1日まで	平成23年1月30日から 平成30年2月1日まで

	平成21年ストック・オプション 第9回新株予約権（い）	平成22年ストック・オプション 第10回新株予約権（い）
付与対象者の区分 及び人数（注）1	当社取締役 1名 当社従業員 29名	当社取締役 1名 当社従業員 28名
株式の種類別の ストック・オプションの 数（注）2	普通株式 7,730株	普通株式 6,130株
付与日	平成21年7月1日	平成22年7月1日
権利確定条件	権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。	権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	平成23年7月1日から 平成31年6月30日まで	平成24年7月1日から 平成32年6月28日まで

	平成28年ストック・オプション 第11回新株予約権（い）	平成28年ストック・オプション 第11回新株予約権（ろ）
付与対象者の区分 及び人数（注）1	当社取締役 3名 当社従業員 31名	当社取締役 1名 当社従業員 17名
株式の種類別の ストック・オプションの 数（注）2	普通株式 227,500株	普通株式 20,500株
付与日	平成28年5月27日	平成29年2月24日
権利確定条件	権利行使時において、当社及び当社子会社・関連会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。	権利行使時において、当社及び当社子会社・関連会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	平成30年5月28日から 平成38年3月23日まで	平成31年2月25日から 平成38年3月23日まで

（注）1. 付与対象者の区分は付与日における区分であります。
2. 株式数に換算して記載しております。

（3）ストック・オプションの規模およびその変動状況
当事業年度（平成29年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成20年ストック・オプション 第8回新株予約権（い）	平成20年ストック・オプション 第8回新株予約権（ろ）
権利確定前（株）		
前事業年度末	－	－
付与	－	－
失効	－	－
権利確定	－	－
未確定残	－	－
権利確定後（株）		
前事業年度末	3,250	550
権利確定	－	－
権利行使	－	－
失効	750	－
未行使残	2,500	550

	平成21年ストック・オプション 第9回新株予約権（い）	平成22年ストック・オプション 第10回新株予約権（い）
権利確定前（株）		
前事業年度末	－	－
付与	－	－
失効	－	－
権利確定	－	－
未確定残	－	－
権利確定後（株）		
前事業年度末	1,300	1,450
権利確定	－	－
権利行使	－	－
失効	210	80
未行使残	1,090	1,370

	平成28年ストック・オプション 第11回新株予約権 (い)	平成28年ストック・オプション 第11回新株予約権 (ろ)
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	227,500	20,500
失効	1,500	—
権利確定	—	—
未確定残	226,000	20,500
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

②単価情報

	平成20年ストック・オプション 第8回新株予約権 (い)	平成20年ストック・オプション 第8回新株予約権 (ろ)
権利行使価格 (円)	913	913
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	平成21年ストック・オプション 第9回新株予約権 (い)	平成22年ストック・オプション 第10回新株予約権 (い)
権利行使価格 (円)	913	913
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	平成28年ストック・オプション 第11回新株予約権 (い)	平成28年ストック・オプション 第11回新株予約権 (ろ)
権利行使価格 (円)	640	640
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(注)平成23年9月16日付および平成28年3月31日付で第三者割当増資による新株式の発行を行っております。これにより平成20年ストック・オプション、平成21年ストック・オプションおよび平成22年ストック・オプションについて、権利行使価格が調整されております。

(4) ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、純資産評価額方式の結果を総合的に勘案して決定しております。

(5) ストック・オプションの権利確定数の見積方法
基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(6) ストック・オプションの単位当たりの当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当事業年度末における本源的価値の合計額

—百万円

②当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

—百万円

11. 当事業年度末日後に、翌事業年度以降の財産または損益に重要な影響を及ぼす事象は生じておりません。
12. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	平成27年度	平成28年度
		(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)	(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)
経常収益		8,128	10,071
保険引受収益		8,126	10,067
正味収入保険料		8,126	10,067
資産運用収益		1	4
利息及び配当金収入		1	3
有価証券売却益		-	0
その他経常収益		0	-
経常費用		7,820	9,773
保険引受費用		4,638	5,851
正味支払保険金		2,816	3,628
損害調査費		169	277
諸手数料及び集金費		829	984
支払備金繰入額		104	161
責任準備金繰入額		719	799
営業費及び一般管理費		3,190	3,921
その他経常費用		△8	0
支払利息		0	0
貸倒引当金繰入額		△9	-
その他の経常費用		0	0
経常利益		307	297
特別損失		0	6
固定資産処分損		-	5
特別法上の準備金繰入額		0	0
価格変動準備金繰入額		0	0
税引前当期純利益		307	291
法人税及び住民税		17	102
法人税等調整額		183	△7
法人税等合計		201	94
当期純利益		106	196

(損益計算書の注記) (平成28年度)

1. 関係会社との取引はありません。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	10,067百万円
支払再保険料	－百万円
差引	10,067百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	3,628百万円
回収再保険金	－百万円
差引	3,628百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	984百万円
出再保険手数料	－百万円
差引	984百万円

(4) 支払備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額（出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く）	161百万円
同上に係る出再支払備金繰入額	－百万円
差引（イ）	161百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る支払備金繰入額（ロ）	－百万円
計（イ＋ロ）	161百万円

(5) 責任準備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額（出再責任準備金控除前）	477百万円
同上に係る出再責任準備金繰入額	－百万円
差引（イ）	477百万円
その他の責任準備金繰入額（ロ）	322百万円
計（イ＋ロ）	799百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	0百万円
有価証券利息・配当金	3百万円
貸付金利息	0百万円
計	3百万円

3. 1株当たりの当期純利益金額の内訳は次のとおりであります。

1株当たりの当期純利益金額（算定上の基礎）	41円86銭
当期純利益金額	196百万円
普通株式に係る当期純利益金額	196百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
期中平均株式数	4,696,267株

4. 関連当事者との取引はありません。

5. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

平成27年度

(単位：百万円)

	株主資本					株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	3,064	2,777	2,777	△3,772	△3,772	2,069	-	-	2,069
当期変動額									
新株の発行	250	250	250	-	-	500	-	-	500
当期純利益	-	-	-	106	106	106	-	-	106
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	△2	△2	△2
当期変動額合計	250	250	250	106	106	606	△2	△2	604
当期末残高	3,314	3,028	3,028	△3,666	△3,666	2,676	△2	△2	2,674

平成28年度

(単位：百万円)

	株主資本					株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	3,314	3,028	3,028	△3,666	△3,666	2,676	△2	△2	2,674
当期変動額									
当期純利益	-	-	-	196	196	196	-	-	196
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	15	15	15
当期変動額合計	-	-	-	196	196	196	15	15	212
当期末残高	3,314	3,028	3,028	△3,470	△3,470	2,872	13	13	2,886

(株主資本等変動計算書の注記) (平成28年度)

1. 発行済株式の種類及び株式数の内訳は次のとおりであります。

株式の種類	当期首株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)
普通株式	4,696,267	-	-	4,696,267
合計	4,696,267	-	-	4,696,267

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び総数の内訳は次のとおりであります。

新株予約権の 目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)			
	当期首	増加	減少	当期末
普通株式	6,550	248,000	2,540	252,010
合計	6,550	248,000	2,540	252,010

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度	平成27年度	平成28年度
		(平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)	(平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益		307	291
減価償却費		48	57
支払備金の増減額 (△は減少)		104	161
責任準備金の増減額 (△は減少)		719	799
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		△15	－
賞与引当金の増減額 (△は減少)		44	30
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)		△40	6
価格変動準備金の増減額 (△は減少)		0	0
利息及び配当金収入		△1	△3
有価証券関係損益 (△は益)		－	△0
支払利息		0	0
有形固定資産関係損益 (△は益)		0	5
その他資産 (除く投資活動関連、 財務活動関連) の増減額 (△は増加)		△213	△219
その他負債 (除く投資活動関連、 財務活動関連) の増減額 (△は減少)		280	△121
小計		1,234	1,007
利息及び配当金の受取額		1	2
利息の支払額		△0	△0
法人税等の支払額		△42	△17
法人税等の還付額		－	21
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,193	1,014
投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増減額 (△は増加)		△0	441
有価証券の取得による支出		△13	△664
有価証券の売却・償還による収入		－	13
貸付けによる支出		－	△8
貸付金の回収による収入		－	0
資産運用活動計		△13	△218
営業活動及び資産運用活動計		1,179	796
有形固定資産の取得による支出		△14	△74
無形固定資産の取得による支出		△31	△354
預託金の差入による支出		△8	△71
預託金の回収による収入		1	1
投資活動によるキャッシュ・フロー		△65	△717
財務活動によるキャッシュ・フロー			
リース債務の返済による支出		△1	△1
株式の発行による収入		500	－
財務活動によるキャッシュ・フロー		498	△1
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		1,626	294
現金及び現金同等物の期首残高		1,592	3,218
現金及び現金同等物の期末残高		3,218	3,513

(キャッシュ・フロー計算書の注記) (平成28年度)

- 現金及び現金同等物は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資であります。
- 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

現金及び預貯金	5,113百万円
有価証券	683百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△1,600百万円
現金同等物以外の有価証券	△683百万円
現金及び現金同等物	3,513百万円

- 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。
- 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

リスク管理債権

(単位：百万円)

区分	年度	平成27年度	平成28年度
破綻先債権		—	—
延滞債権		—	—
3か月以上延滞債権		—	—
貸付条件緩和債権		—	—
合計		—	—

- (注) 1.破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまで（貸倒引当金への繰入限度額）に掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。
- 2.延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。
- 3.3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 4.貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

債務者区分に基づいて区分された債権

(単位：百万円)

区分	年度	平成27年度	平成28年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		—	—
危険債権		—	—
要管理債権		—	—
正常債権		—	8
合計		—	8

- (注) 1.破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 2.危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であります。
- 3.要管理債権とは、3か月以上延滞貸付金（元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金（注1及び2に掲げる債権を除く。））及び条件緩和貸付金（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（注1及び2に掲げる債権並びに3か月以上延滞貸付金を除く。））であります。
- 4.正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区別される債権であります。

保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況
(単体ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円)

区分	平成27年度	平成28年度
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	3,708	4,247
資本金又は基金等	2,676	2,872
価格変動準備金	0	1
危険準備金	-	-
異常危険準備金	1,034	1,356
一般貸倒引当金	-	-
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	△2	17
土地の含み損益	-	-
払戻積立金超過額	-	-
負債性資本調達手段等	-	-
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	-	-
控除項目	-	-
その他	-	-
(B) 単体リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2+R_5+R_6}$	1,955	2,691
一般保険リスク(R ₁)	1,896	2,602
第三分野保険の保険リスク(R ₂)	-	-
予定利率リスク(R ₃)	-	-
資産運用リスク(R ₄)	54	173
経営管理リスク(R ₅)	58	83
巨大災害リスク(R ₆)	-	-
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	379.2%	315.6%

- (注) 1. 「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)及び第87条(単体リスク)並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。
2. 未経過保険料の算定方法は、従来、純保険料を基礎とした1/24法(月央基準)によっておりましたが、顧客保護の観点から、より保守的に責任準備金を積み立てるため、平成27年度において営業保険料を基礎とした1/12法(月末基準)に変更しております。従来の方により算定した場合、平成27年度のリスク合計額は2,200百万円、ソルベンシー・マージン比率は337.0%であります。

【単体ソルベンシー・マージン比率】

- 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわち単体ソルベンシー・マージン総額：上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))であります。
- 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額であります。
 - ①保険引受上の危険(一般保険リスク)(第三分野保険の保険リスク)
保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く。)
 - ②予定利率上の危険(予定利率リスク)
実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - ③資産運用上の危険(資産運用リスク)
保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ④経営管理上の危険(経営管理リスク)
業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外のもの
 - ⑤巨大災害に係る危険(巨大災害リスク)
通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
- 「損害保険会社が有している資本金・準備金等の支払余力」(単体ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額であります。
- ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

時価情報等

(取得価額または契約価額、時価および評価損益)

有価証券

- ①売買目的有価証券・・・・・・該当事項はありません。
 ②満期保有目的の債券・・・・・・該当事項はありません。
 ③子会社株式及び関連会社株式・・・・・・該当事項はありません。
 ④その他有価証券

(単位：百万円)

種目	年度	平成27年度			平成28年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	-	-	-	-	-	-
	株外証券	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	583	564	19
	小計	-	-	-	583	564	19
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	-	-	-	-	-	-
	株外証券	11	13	△2	-	-	-
	その他	-	-	-	100	100	-
	小計	1	1	-	-	-	-
合計	13	15	△2	100	100	-	
合計	13	15	△2	683	664	19	

⑤売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	平成27年度			平成28年度		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株外証券	-	-	-	13	0	-
その他	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	13	0	-

金銭の信託・・・・・・該当事項はありません。

デリバティブ取引

(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)・・・・・・該当事項はありません。

保険業法に規定する金融等デリバティブ取引・・・・・・該当事項はありません。

先物外国為替取引・・・・・・該当事項はありません。

有価証券関連デリバティブ取引(次項に掲げるものを除く。)・・・・・・該当事項はありません。

金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、
 外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引・・・・・・該当事項はありません。

その他

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

損害保険をより深く理解していただくために

損害保険の仕組み

損害保険制度

損害保険とは、保険契約のうち、保険会社が一定の偶発的な事故によって生ずることのある損害を補償することを約束し、これに対して保険契約者がその事故の発生の可能性に応じて保険料を支払うことを約束する契約です。保険制度の目的は、多数のご契約者の皆さまの間で相互にリスクを分散し、偶発的な事故による損失を経済的に補償することにより個人生活や企業経営の安定を促進させることにあります。

損害保険契約の性格

損害保険契約は、当事者、つまり保険契約者と保険会社双方の合意によって成立する有償・双務、不要式の諾成契約です。しかし、多数のご契約を迅速・正確に引き受け、後日契約内容をきちんと確認できるようにするために、通常、保険契約の申込みには一定様式の保険契約申込書を使用し、保険会社は契約締結の証として、保険証券等を作成・交付します。

再保険

再保険とは、「保険会社が引き受けた危険の一部を他の保険会社に転嫁する」保険会社間の保険契約をいいます。

保険会社はお客様のために常に安定的、合理的な経営を行い、保険金の支払いに十分に備える必要があります。しかし、非常に多数の契約を引き受けることにより、数多くの危険を抱えることにもなります。このため、保険会社は引き受けた保険契約に基づく保険責任の一部を他の保険会社に転嫁し、また相互に交換することにより危険の平均化、分散化を図っています。この仕組みを再保険といいます。

※当社では再保険制度は活用しておりません。

約款について

約款の位置づけ

保険契約の内容は、普通保険約款と特約に基づいており、さらに保険契約申込書に記載された内容(例えば、保険金の支払限度、適用保険料の決定)は、個々の保険契約の具体的な内容として保険契約者および保険会社双方を拘束するものとなります。

約款等に関する情報提供方法

当社は、ご契約にあたってよく理解していただく必要のある内容について、普通保険約款と特約の内容をわかりやすくご説明するための「パンフレット」や「ご契約のしおり」、「契約概要」と「注意喚起情報」等を記載した重要事項説明書を作成し、お客さまからの資料請求に対して迅速に対応しています。また、ホームページに普通保険約款と特約を開示し、お客さまの利便性向上にも努めています。

ご契約の際にご注意いただきたいこと

保険契約の内容をよくご確認ください

当社では、商品内容の重要な点をわかりやすく説明した「重要事項説明書」や「パンフレット」、「ご契約のしおり」を用意し、契約時にこれらをお客さまへ提供することにより、契約内容について正確にご理解いただけるよう努めています。

また、当社は、申込書にて意向確認を行うことにより、契約内容がお客さまのご意向、状況に応じた内容となっていることを契約締結時にあわせてご確認ください。

申込書は正確にご記入ください

申込書にご記入の際は、記載内容を確認し、告知事項、ご加入のペットの年齢や品種等について正しく記入していただく必要があります。申込書に記載された事項は、ご契約者さまと当社の双方を拘束するものとなります。したがって、記入していただいた内容が事実と異なる場合には、保険金等をお支払いできない場合もありますので、契約締結時に十分ご確認くださいことがとても重要になります。

保険料

保険料の収受・返戻

保険料は、口座振替やクレジットカードによりお支払いいただけます。

保険料は原則としてご契約と同時に お支払いいただくことになっています(これを「保険料即収の原則」といいます)。そのため、保険のお申込みをいただき、保険期間が始まっても、保険料をお支払いいただく前に生じた保険事故については保険料をお支払いいただくまで保険金のお支払いはできません。

保険期間中に保険契約の内容に変更が生じた場合は、追加保険料の請求や保険料の返還を行います。また、保険契約が失効した場合や、解除された場合には、保険料を約款の規定にしたがい返還します。ただし、返還できない場合もありますので、約款等をご確認ください。

保険料率

お支払いいただく保険料の算出根拠となる保険料率は、当社が主務官庁である金融庁から認可取得を行い適用しています。

なお、保険料は、純保険料(保険金の支払いに充てられる部分)と付加保険料(保険会社の運営や募集の経費に充てられる部分)で構成されています。

勧誘方針

当社では適正な金融商品の販売・勧誘に努めるため、以下のとおり勧誘方針を定めています。

勧誘方針

- 1 損害保険商品(以下「保険商品」といいます。)の販売にあたっては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律その他の関係法令等を守り、適正な保険商品の販売に努めてまいります。
- 2 保険商品の販売にあたっては、お客さまに保険商品内容を十分ご理解いただけるよう、知識の習得、研鑽に励み、わかりやすいご説明に努めてまいります。
- 3 お客さまの保険商品に関する知識、ご加入目的、財産の状

況等を総合的に勘案し、お客さまのご意向と実情に沿った保険商品をご選択いただけるよう努めてまいります。

- 4 保険商品の販売にあたっては、お客さまの立場に立って、時間、場所等について十分配慮するよう努めてまいります。
- 5 お客さまに関する情報は業務上で必要な範囲で公正に収集・使用するとともに、厳重に管理する等、適正に取扱います。
- 6 万一保険事故が発生した場合の保険金のお支払につきましては、ご契約の内容にしたがい、迅速、的確に手続が行われるよう努めてまいります。
- 7 お客さまのご意見、ご要望等をお聞きし、保険商品の開発・ご提供の参考にさせていただくとともに、適正な営業活動に役立たせていただくよう努めてまいります。

損害保険用語の解説

【解約返れい金】

保険契約を解約した場合に、保険契約者に返れいする保険料のことです。保険の種類や契約方式により、返れい金の有無や金額は異なります。

【契約の解除】

保険契約者または保険会社の意思表示によって、契約が初めからなかったと同様の状態に戻すことをいいます。ただし、多くの保険約款では、告知義務違反などの場合の解除は保険始期まで遡らず、将来に向かってのみ効力を生じるように規定しています。

【契約の失効】

保険契約が将来に向かって効力を失い終了することをいいます。例えばペットが亡くなった場合は保険契約は失効となります。

【告知義務】

保険契約の申込みの際に保険会社に対して重要な事実を申し出、または不実を申し出ない義務をいいます。この重要な事項について事実と異なることを申し出た場合、保険契約が無効となったり、解除されることがあります。

【事業費】

保険会社が事業を行うための経費で、損害保険会計では「損害調査費」「営業費および一般管理費」「諸手数料および集金費」を総称したものです。

【支払備金】

決算日までに発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて、保険金支払のために積み立てる準備金のことをいいます。

【責任準備金】

将来の保険金支払などの保険契約上の保険会社が負う債務に対して、あらかじめ積み立てておく準備金をいいます。これには、次年度以降の債務のためにその分の保険期間に対応する保険料を積み立てる「普通責任準備金」、異常な大災害に備えるための「異常危険準備金」などの種類があります。

【損害率】

収入保険料に対する支払保険金の割合のことで、保険会社の経営分析や保険料率の算定に用いられます。通常は、正味支払保険金に損害調査費を加えて正味収入保険料で除した割合を指します。

【そんぽADRセンター】

保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会が設置する損害保険会社の営業活動に関する苦情や紛争対応を行う専任組織。損害保険会社に苦情解決依頼をするなど適正な解決に努めるとともに、当事者間で解決がつかない場合には専門の知識や経験を有する弁護士等が中立・公正な立場から紛争解決手続きを行います。

【通知義務】

保険期間中、保険会社があらかじめ定めた事項に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が保険会社に遅滞なく連絡する義務をいいます。故意または重過失によって遅滞なく通知しなかった場合は、保険契約が解除されたり、保険金が支払われないことがあります。

【被保険者】

保険の補償を受ける人、または保険の対象になる人をいいます。保険契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。

【被保険利益】

ある物に偶然な事故が発生することにより、ある人が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とある物との間にある利害関係を被保険利益といいます。損害保険契約は損害に対し保険金を支払うことを目的とするので、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となります。

【保険期間】

保険の契約期間、すなわち保険会社が責任を負う期間をいいます。この期間内に保険事故が発生した場合にのみ、保険会社は保険金を支払います。ただし、特に約定がある場合を除き、保険期間中であっても保険料が支払われていないときには保険会社の責任は開始しないため、保険金は支払われません。

【保険金】

保険契約により補償される事故によって損害が生じた場合に、保険会社が被保険者にお支払いする金銭をいいます。

【保険金額】

保険事故が発生した場合に、保険会社がお支払いする保険金の限度額です。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。

【保険契約者】

保険会社に対し保険契約の申込みをする人のことで、契約が成立すれば保険料の支払義務を負います。保険契約者が同時に被保険者となる場合もあり、他人が被保険者となる場合もあります。

【保険契約準備金】

保険契約に基づく保険金支払などの責任を果たすために保険会社が決算期末に積み立てる準備金で、支払備金、責任準備金等があります。

【保険契約申込書】

保険契約の申込みをする際に保険契約者が記入・自署し、保険会社に提出する所定の書類等のことです。

【保険事故】

保険契約において、保険会社はその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。

【保険証券】

保険契約の成立およびその内容を証明するために、保険会社が作成して保険契約者に交付する書面をいいます。

【保険約款】

保険契約の内容を定めたもので、保険契約者の保険料支払や告知・通知の義務、また保険会社が保険金を支払う場合の条件や支払額等について記載されています。保険約款には、同一種類の保険契約すべてに共通の契約内容を定めた普通保険約款と、普通保険約款の規定内容を補充・変更・排除する特別約款（特約）とがあります。

【保険料】

保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことです。

【免責】

保険金が支払われない契約上の事由のことです。保険会社は、保険事故が発生した場合には保険契約に基づいて保険金支払の義務を負いますが、特定の事由が生じたときには例外としてその義務を免れることになっています。例えば、戦争その他変乱によって生じた事故、保険契約者が自ら招いた事故、地震・噴火・津波等による事故があります。保険約款に「保険金を支払わない場合」等として記載されています。

【免責金額】

一定金額以下の損害について、保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額のことで、免責金額を超える損害については、免責金額を控除した金額を支払う方式と、損害額の全額を支払う方式があります。

店舗所在地一覧



(2017年3月31日現在)



本社

〒106-0032
東京都港区六本木1丁目8番7号 MFPR六本木麻布台ビル

TEL : (03) 5574-8610
FAX : (03) 5574-8431

札幌支店

〒063-0801
北海道札幌市西区
二十四軒一条一丁目1番12号
北洋ビル3階
TEL : (011)633-9600
FAX : (011)633-9601

広島支店

〒720-0811
広島県福山市紅葉町1番1号
福山ちゅうぎんビル5階
TEL : (084)973-2812
FAX : (084)973-2814

富山支店

〒930-0094
富山県富山市安住町2番14号
北日本スクエアビル5階
TEL : (076)431-5080
FAX : (076)431-5082

青森事業所(事務センター)

〒030-0862
青森県青森市古川一丁目10番13号
AQUA古川1丁目ビル

福岡支店

〒812-0013
福岡県福岡市博多区
博多駅東二丁目17番5号
A.R.Kビル4階
TEL : (092)437-3670
FAX : (092)481-9310

仙台支店

〒983-0852
宮城県仙台市宮城野区榴岡二丁目2番11号
仙台KSビル7階
TEL : (022)205-4613
FAX : (022)205-4171

東日本営業部

〒106-0032
東京都港区六本木一丁目8番7号
MFPR六本木麻布台ビル
TEL : (03)5574-8610
FAX : (03)5574-8431

西日本営業部

〒532-0003
大阪府大阪市淀川区宮原四丁目1番9号
新大阪フロントビル8階
TEL : (06)6394-9811
FAX : (06)6394-9813

中日本営業部

〒451-0045
愛知県名古屋市中区名駅二丁目27番8号
名古屋プライムセントラルタワー18階
TEL : (052)586-7702
FAX : (052)586-7701

海外ネットワーク

該当事項はありません。



アイペット損害保険株式会社

〒106-0032 東京都港区六本木1丁目8番7号 MFPR六本木麻布台ビル

TEL : 03-5574-8610 (代表)

<https://www.ipet-ins.com/>

